

令和3年1回定例会会議録（第7号）

令和3年3月19日

○出席議員（23名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 榎田貢君 | 2番 | 日名子敦子君 |
| 3番 | 美馬恭子君 | 4番 | 阿部真一君 |
| 5番 | 手束貴裕君 | 6番 | 安部一郎君 |
| 7番 | 小野正明君 | 8番 | 森大輔君 |
| 9番 | 三重忠昭君 | 10番 | 森山義治君 |
| 11番 | 穴井宏二君 | 12番 | 加藤信康君 |
| 13番 | 荒金卓雄君 | 14番 | 松川章三君 |
| 16番 | 市原隆生君 | 17番 | 黒木愛一郎君 |
| 18番 | 平野文活君 | 19番 | 松川峰生君 |
| 20番 | 野口哲男君 | 21番 | 堀本博行君 |
| 22番 | 山本一成君 | 23番 | 泉武弘君 |
| 25番 | 首藤正君 | | |

○欠席議員（1名）

24番 河野数則君

○説明のための出席者

| | | | |
|-----------|-------|-------------------|--------|
| 市長 | 長野恭紘君 | 副市長 | 阿南寿和君 |
| 副市長 | 川上隆君 | 教育長 | 寺岡悌二君 |
| 上下水道企業管理者 | 岩田弘君 | 総務部長 | 末田信也君 |
| 企画部長 | 松川幸路君 | 観光戦略部長 | 田北浩司君 |
| 経済産業部長 | 白石修三君 | 公営事業部長 | 上田亨君 |
| 生活環境部長 | 安藤紀文君 | 福祉共生部長 兼福祉事務所長 | 中西康太君 |
| いきいき健幸部長 | 猪股正彦君 | 建設部長 | 松屋益治郎君 |
| 共創戦略室長 | 内田剛君 | 消防長 | 須崎良一君 |
| 教育部長 | 稲尾隆君 | 上下水道局次長 兼総務課長 | 藤吉賢次君 |
| 上下水道局次長 | 山内佳久君 | 財政課長 | 安部政信君 |
| 職員課長 | 新貝仁君 | 資産税課長 | 有田純一君 |

| | | | |
|------------|----------|-----------|----------|
| 総合政策課長 | 行部 さと子 君 | 観光課長 | 日置 伸夫 君 |
| 産業政策課長 | 奥 茂夫 君 | 保険年金課長 | 牛島 照美 君 |
| ひと・くらし支援課長 | 寺山 真次 君 | 健康づくり推進課長 | 樋田 英彦 君 |
| 健康づくり推進課参事 | 大野 高之 君 | 都市政策課長 | 籠田 真一郎 君 |
| 都市整備課長 | 安部 英樹 君 | 道路河川課長 | 山田 栄治 君 |
| 公園緑地課長 | 橋本 和久 君 | 建築指導課長 | 渡邊 克己 君 |
| 防災危機管理課長 | 中村 幸次 君 | 学校教育課長 | 北村 俊雄 君 |
| 社会教育課参事 | 森本 悦子 君 | | |

○議会事務局出席者

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 局 長 | 花田 伸一 | 議事総務課長 | 佐保 博士 |
| 補佐兼議事係長 | 藤内 洋一 | 補佐兼総務係長 | 内田 千乃 |
| 主 査 | 浜崎 憲幸 | 主 査 | 市原 祐一 |
| 主 査 | 松尾 麻里 | 主 任 | 佐藤 雅俊 |
| 主 事 | 大城 祐美 | 速 記 者 | 桐生 正子 |

○議事日程表（第7号）

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第7号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします

○16番（市原隆生君） 質問の通告の順番に従って進めてまいります。

昨日までに「ともに生きる条例」についていろいろ触れられておりましたけれども、私も、今日1問目に上げさせていただいている質問につきましては、そこに関わる問題であります。障がい者が安心して住めるまちをということで、これはもう市全体ということではなくて、今、亀川住宅が建て替えをされているわけでありまして、これが完成をしますと、車椅子とか、障がい者の方も多く入居できるということでありました。今の亀川地域というのは太陽の家を中心として、昔のように授産というのがもうなくなりましたので、前ほど障がい者の方が多く住んでおられるわけではありませんけれども、やはり太陽の家があって、そこにもかなりの方がまだおられますし、今、もともと市営住宅に住んでおられる方が、新しい建て替えを待つ周辺にも散らばって住んでおられるという状況であります。もちろんこの市営住宅が完成いたしましたら、また戻ってこられて住まわれるというふうに聞いております。

その周辺ということで上げさせていただいたわけでありまして、ちょうどこれ、私が初めて議員にさせていただく前ぐらいの年かと思っておりますけれども、あそこの太陽の家の前の歩道がすごく整備されてきれいになりました。それは本当に周辺の人も喜んでおられたのですけれども、歩道が全てブロックというか、タイルで舗装されて本当にきれいな状況になって周辺の人も大変喜んでおられたわけでありまして、ブロック、タイル張りできれいな舗装になっているところを、私も車椅子に乗っておられる友人が数名おりますので、そこを車椅子を後ろから押していくと、本当にブロックといってもタイルですから、幅が本当に1センチとか2センチとか、そういった間隔で敷き詰められております。このブロックの間、わずかなくぼみがあるわけですが、これが全部タイヤを通して体に伝わってきます。車椅子というのは、本当にこれは丈夫であるということと、それから軽いということを目指して造ってあるわけですから、なかなか車のようにショックがついていたりとかスプリングがついていたりというわけにはいきませんで、軸がそのまま車椅子の車体についているという造りであります。ですから、これは後ろからせめても全部伝わってきますけれども、全部このタイルのところを通行するときがたがたがたというのが本当に、何というか、微振動といったらいいのですか、かすかな振動でずっとそこを通行している間なっているわけでありまして。きれいになっているのは本当に周辺の方も喜んでおられるのですけれども、やはり車椅子の方にとっては、きれいなところを通るのはいいけれども、この振動がずっと来てなかなか複雑な思いだということ、何回もずっと聞いておりました。

それと、あと、これは県道になりますけれども、医療センターのほうにつながる道でありますけれども、そこも新川沿いにずっとタイルですね、きれいな、これはちょっと大きめなタイルだというふうに記憶していますけれども、タイルで貼っていったきれいな舗装がされておりましたけれども、これはタイルが大きい分だけ剥がれやすいのかなというふうに思いますけれども、今まで何回かタイルが剥がれて障がい者の方、車椅子だけではなくて足の不自由な方もありますけれども、1センチ以下の段差になりますけれども、こういった段差についてもつまずくおそれがあって、非常に怖いので改善してもらいたいということも何回かお聞きをして、要望したこともあります。

そういった太陽の家を中心とした亀川地域なのですけれども、そこについての歩道、障

がい者の方が頻繁に利用されるであろうと思われるそういった歩道について、そういった見た目にはきれいだけれども、実際にそういった障がいのある方についてはちょっと怖い思いをすとか非常にづらい思いをするというような状況があったわけでありませう。

今回、亀川住宅が本当に新しくなつて、周辺が本当に多分生まれ変わるぐらいいきれいななるというふうに思つておりますけれども、その際にぜひとも周辺の道路につきましても、道路といいますか、歩道につきましてブロックの舗装をアスファルトに、できたらきれいなカラー舗装がいいのかな。ペイントで入れると目が細かくなつて非常に振動が起きなくなるということでありましたので、そういった整備をしていただきたいというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

歩道のブロックのがたつきなどがあつた場合、速やかに補修をするようにしております。また、特に車両の乗り入れが多くある箇所につきましては、がたつきが発生する場合がございます。今後、車椅子の円滑な走行に配慮した対応をしていきたいと思つております。

また、今お話のありました県道部分につきましては、県のほうへ今言われた趣旨も含めてお伝えし、要望をしてまいりたいと思ひます。

○16番（市原隆生君） 建物が非常にきれいになつて、その建物周辺についてもそれなりのきれいな整備がされると思ひますので、そこにつながる周辺の道路につきましては、障がい者の方が引き続き安心して生活ができるように、その点についての配慮をしていただきたい、改修していただけたらというふうに思ひますので、ぜひこれは強く要望しておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次の道路標示でありますけれども、これも障がい者の方からちょっと相談をいただきまして、これは見えにくくなつた道路標示というのが、本当に障がい者の、これは障がい者に限らず歩行者にとつてもそういった部分があるのかなというふうに思ひます。これは前にも私、議会で申し上げたことがあるかと思ひますのですけれども、大体月に2回ぐらい私は上人小学校の外、今日も朝、交通指導に立つておりましたけれども、上人小学校のプールの外に信号のところ立つのですけれども、その横断歩道はそこそこ見えるのですけれども、停止線がほとんど見えない状況でありました。それで歩行者の信号が青になると横断旗を出して、車にこれ以上進まないでもらいたいという意思表示をして、子どもたちを渡らせるということをしております。

今はもう改善されておりますけれども、前にほとんどこの停止線が見えなかつたときに、ドライバーがどこで止まればいいのか分からないという状況であります。差し出した横断旗の手前まで来てやつと止まる。差し出した横断旗の手前というのは、もう信号の真下ぐらいで、ドライバーの方にとってみればこの信号が見えないような状況なのですね。子どもが渡り切ると横断旗を引っ込めますから、そうするとドライバーの方は信号が見えていないものですから、勘違いをしてそのまま行つてしまうのです。まだ赤信号のままです。そういった状況というのが非常に危ないなというふうに思つていたので、強くこれは警察のほうにも、あそこは交通指導員が立っていますと、警察さんが通りますので、それで訴えて、そこはなるべく早めに改善をしていただいたという経緯があります。

そういったことが、私、この相談をいただいて市内各所、本当に結構道路標示が薄くなつているなというところをいっぱい発見したところなのですけれども、特にこの相談をいただいたのは駅前通りでありまして、そこは横断歩道も停止線も非常に薄くなつていて見えにくいと。その車椅子の方がおっしゃるには、横断しようと思つて渡りかけたら、ドライバーもやつぱり停止線が薄くなつて見えないものですから、本当に車椅子の直前で止まって、非常に怖い思いをいたしましたという相談をいただいたわけでありませう。これは駅前通りに限らず結構市内各所にこういったことが多いなというふうに思つておりましたけ

れども、特にそういった交通弱者の方が利用するようなところというのは、ぜひともこの道路標示が早く改善できるように訴えていただきたいというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

議員が言われました停止線のほか、規制が伴うものにつきましては、警察の管理となっております。今後につきましても、継続的に早急な対応について強く要望してまいりたいと思います。

○16番（市原隆生君） そこで、1点ちょっと確認をしておきたいのですが、道路標示が薄くなって見えにくくなったというところと、それから、時々ここにも横断歩道を書いてくれぬかなというような相談もいただいたりもします。こういった要望があったときに道路河川課のほうにお願いに行くわけですが、こういった手順で進められて、実際に実現といいますか、できるのか。その経過について、ちょっと教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

警察のほうに確認しましたところ、横断歩道の更新につきましては、要望箇所も含めてパトロールなどにより更新が必要な箇所を把握しており、順次更新を行っているということでした。

また、新設の要望の場合ですが、まず現地調査を行いまして、既存の横断歩道との距離、それから歩行者の待機するスペースなどの基準も含めまして、その必要性を個別に判断・検討していくということでした。

○16番（市原隆生君） ありがとうございます。いずれにしましても、ドライバーの方も困るけれども、やはり交通弱者の方が非常に怖いなど危険を感じているということでありましたので、早急な改善ができるようお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、この項についての質問は終わります。

次に、医療についてということでお尋ねをします。よろしくお願いします。

これは実際に私も経験をして、ちょっとお尋ねしたいなと思ったことなのですが、整形外科等で治療を受けるということで健康保険が使えるケース、それから使えないケースがあるということで、最近そういったことをお聞きをしまして、今まで私も議員の野球のときに2回ほど肉離れで非常に痛い思いをしまして、お世話になった経緯がありますけれども、それは本当に今考えてみたら非常に原因がはっきり、いつ、何のときにそういったけがをして痛めたかということがはっきりしているのです、そういったところでの原因を聞かれてもすぐに分かる、答えられるという状況だったので、ああ、そうだったのかなと思ったところがありますけれども、実はこういった使える、使えないというケースがあるので、すよということでありましたけれども、これはどのような場合なのか、その点まずお聞きしたいと思います。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

整形外科などで受ける治療のうち、健康保険が使えるのは、外傷性が明らかな場合に骨折、脱臼、捻挫、打撲等と診断され施術を受けた場合であり、骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き医師の同意を得ることが必要です。日常生活から来る疲れ、慢性的要因から来る肩こりなどで施術を受けた場合は、健康保険の対象とはならず、全額自己負担となります。

○16番（市原隆生君） 今お答えしていただいた中で、私たちも普通、普通といいますか、一般人にとってみれば、医学的な知識がないものですから、例えば不注意によって風邪を引いてしまったりとか、そういったことで体を痛めて不調を感じる、それがずっと重くなっ

てくるというようなケースもあるわけでありませぬ。それが治療していただけるのかいただけなのかということが分からないで、いろんな医療機関に、また整骨院等に何とかしてもらいたいという思いで駆け込むわけでありませぬけれども、この保険が使えないケースについて市民に対する周知の方法というのはどのように取られているのか。そこはいかがでしょうか。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

整骨院などで施術を受けられる場合というものを、平成 24 年度から市報の健康特集号の中で「接骨院・整骨院のかかり方について」のページを設けて市民の皆様にも周知しております。

○16 番（市原隆生君） 例えば、これは本当に医療の医学の知識がない一般の私なんか、整骨院で治療を受けられないというふうに、これはうちではできませんよ。今おっしゃったように全額負担になりますよ、治療費については、「治療」と言っているのか分かりませぬけれども、改善するには全額負担でやらないとできませんよと言われたときに、この場合どうしたらいいのか、その点はいかがでしょう。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

慢性的な要因からくる肩こりなどで整骨院などの施術を受けた場合、全額自己負担となりますが、施術を受けることはできます。また、市では国民健康保険の被保険者が健康保持増進のためにはり・きゅう・マッサージの施設を利用した場合に費用の一部を助成しておりますので、その制度を利用していただくこともできます。また、痛みが気になる場合は、内科や整形外科を受診することも考えられます。この場合は医療機関の受診ですので、健康保険を使うことができます。そのような形でケースに応じて対応していただければなと思います。

○16 番（市原隆生君） はい、分かりました。そこで、整骨院等で施術を受けたときに、この施術内容の確認の連絡が届くケースがあるということでありませぬけれども、これは何のために行っているのでしょうか。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

整骨院などで施術を受けた方のうち、多部位、長期、または頻度が高い施術を受けた方に対して、医療費適正化の一環として照会文書を送る柔整患者調査を実施しております。この調査が行われるようになった経緯ですが、柔道整復療養費の支給について会計検査院が調査した結果、不適切な事例が見受けられたため、厚生労働大臣に柔道整復療養費の支給を適正に行うよう意見を示し、その指摘を受けて厚生労働省が都道府県の国民健康保険主管課長等に通知を发出了しました。

その通知に、多部位、長期、または頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査について記載されていたため、平成 24 年度から県内一斉に柔整患者調査が行われるようになり、市も国民健康保険の保険者として調査を実施するようになりました。

○16 番（市原隆生君） 分かりました。ただ、その調査なのですけれども、これは市からではなくて、業者のほうから通知が届くというようなことも聞いたのですけれども、その点どうなのでしょう。なぜ市でやらないのかという点も含めて答弁してください。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

平成 30 年度までは市が直接調査を実施していましたが、県から、モデル事業として業者委託を実施すれば費用は全額交付金で賄えるという話を提案され、令和元年度から業者委託による調査を実施しております。業者委託により調査の回数や 1 回当たりの調査件数を増やすことができましたが、文書を受け取る方の精神的負担を考慮し、今後、回数や 1 回当たりの件数を見直していく予定でございます。

○16 番（市原隆生君） いずれにしても、私たち、「私たち」と言いますけれども、「私は」

と言ったほうがいいかもしれません、医学の知識がない者であります。こういった人たちが自分の不注意かもしれませんが、体の不調を来してしまう。そういったときに何とか改善したいという思いでいろんな医療機関等に駆け込むわけでありますけれども、そういったときに、いや、うちはできぬよといってはじかれて、どうしたらいいのだろうかというふうな途方に暮れてしまうような状況に市民が陥らないように、その点しっかりとお知らせしながら、そういう何もできませんよ、また、するのだったら大きなお金がかかりますよというような状況にならないように、ぜひ今後この医療については進めていただきたいということをお願いして、次の質問に行きます。ありがとうございました。

次ですね。コロナ禍、1年を経てということで、コロナに関する質問も今までいろいろされておりましたけれども、今、コロナが蔓延してといますか、大分県、別府市等はそこまでないのかなというふうに思いました。これはスマホのニュースに出てくる一つに各県の感染者の状況というのが出ていますけれども、昨日確認をしたところ、大分県が大体100万人の人口というふうに仮定したときに、大体かかっている方が1,200人ぐらいですかね、感染された方が。もちろんもう改善されてよくなっている方があるわけですが、今まで1,200人ぐらいが感染されているということは、0.1%ということになります。これはよく言われていることですが、本当にこの1年間こういった感染を避けるためにいろんな努力が、各個人の段階でもされているというふうに思っておりますし、例えば医療・介護等の施設に関しましては、本当にここまでやるのかというぐらい徹底して努められているというふうに思っております。この衛生管理の意識が非常に高まっているということで、病気にかかる人が非常に減っているのではないかとこのように言われておりますけれども、この医療機関の現状というのは、今どのようになっているのか。その点について答弁してください。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

具体的な例で申しますと、国立感染症研究所が公表しております令和2年のインフルエンザの全国及び大分県の報告数は、令和元年の報告数の約3割程度であり、また別府市医師会へ委託して行っております夜間子ども診療につきましても、昨年同時期に比べ患者数の減少が見られております。そういった状況を踏まえましても、医療機関全体の患者数が減少しており、特に感染症患者が多く受診する診療科目については、影響が大きいのではないかと推察しております。

○16番（市原隆生君） 私自身も、それは感じております。大体外出、外から帰ってきたら、今まで手を洗うといっても本当にほんの数秒水に浸してタオルで拭くということぐらいはしてきましたけれども、今は帰ったら必ず石けん、何ですかね、泡のやつを3回押して手を泡まみれにしてみんなかなり念入りに洗うということを毎日やっておりますし、本当に衛生管理の意識が、自分自身も大分変わってきたなという思いがしておりますし、これはやはり勤勉な日本人といますか、そこらじゅうで行われているだろうなというような、自分がやっているぐらいだから多分よそも非常にやっているのだろうというような気がしております。

例年ですと、この寒い時期、今3月になりましたけれども、1月、2月でインフルエンザが非常に蔓延する季節になっておりましたけれども、今年はあまり聞かないのですけれども、現状はどのようになっていますか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

インフルエンザの状況ですけれども、先ほども言いましたけれども、大分県におきましては、令和2年、令和1年で比較すると約30%の減少ということで、これは全国の傾向と同じく、全国においてもやはり約30%の減少というふうな形で報告を受けております。

○16番（市原隆生君） そうですね、先ほど申し上げましたけれども、私は家庭で効果的な

こういった衛生に関する行動が大切だということ聞いておりますけれども、その情報提供を受けて心がけてもらいたい、そういった情報提供をさらに心がけていただき、こういったことを続けているとこれは医療費抑制にもつながってくるというように思いますし、コロナが収まったとしても、こういった状況というのは非常に好ましいのかなというふうに思います。こういった情報提供を続けていただきたいなというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

情報提供についてですけれども、新型コロナウイルス感染症については、感染状況の調査や研究などからまだ新たな情報が随時出されている状況でもあり、その内容に合わせて情報発信の内容を追加や変更していく必要があると考えています。今後も引き続いて国や専門機関などの情報に留意しながら、特にまた家庭内の感染予防なども含めまして、市民にとって有益な情報や注意点を適切な時期に周知していくことに心がけながら対応していきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） よろしく申し上げます。

次に、コロナ後の疫病対策ということで上げておりますけれども、これは本当に国民全体の衛生管理の意識が高まっている中で、これは全国的にそういった病気にかかるという人が少なくなっているというふうにも聞いております。大分県、別府においても、そういった傾向があるということでありましたけれども、特に別府市内、医療機関が非常に発達しているというふうにお聞きをしております。人口に対する病院の数が非常に多くて、一方で安心して暮らせるということの一つの理由になっているかというふうに思うのですが、こういった病気になる方が、今このコロナの影響でと言っていいのかどうか分かりませんが、コロナを防ごうという思いの中から衛生意識が高まって今の結果になっているということでもあります。結果的に病気になる方が少なく、当然病院にかかる方が少なくなっている。そういうところから結構医療機関についてはかなり経営的には厳しいというようなこともお聞きをしているところでもありますけれども、こういった状況、病気にかかる方がこういった衛生管理の意識が高まることによって、病気にかかる方が少なくなるといったことは非常に好ましいことでもありますし、ただ一方で医療機関がこれによってなくなっていくということがあって、将来的な不安につながるということがあってならないのかなというふうに思っておりますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

議員もおっしゃるように、市民の衛生管理の徹底や意識の向上により、感染症などの病気を予防できることは喜ばしいことでもありますけれども、過度に感染を恐れて受診控えにつながるなど、病状が悪化するなどかえって健康を損なうことになりかねないので、必要な受診や治療は行っていただくよう、今後も十分に周知啓発していくことは必要だと考えております。

また、受診者の減少は、医療現場の体制の維持に大きく影響すると思われ、この受診者と医療体制の維持はバランスよく考える必要があり、必要な人に必要な治療が行える地域に身近な病院があるという安心感も踏まえ、今後医療体制について関係団体等とも情報共有していきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） そうですね、体が不調かもしれない、診察を受けたほうがいいかもしれないけれども、病院に行くのも何か怖いなというようなことで控えておられるというのは、好ましいケースではないというふうに思いますけれども、医療を必要とする状況に陥ることが少なくなっていくことは好ましいけれども、私もこの医療機関がそのことによって減少していくということは、今後の不安につながるということに非常に

懸念しておりますので、そういったことのバランスがうまく保てるように、またいろんなことを考えていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では次に、GIGAスクールについてお尋ねをします。

これは今までの質問の中で様々なやり取りがありましたので、最初の学習の進め方については、これまでのやり取りの中で確認をさせていただきましたので、そこは省略をすることで、次にリモート環境ということでもちょっと1点お尋ねをしたいと思います。

この項目についてお尋ねをしたら、そういったまた感染症の拡大等があって家庭での学習という自体に陥ったときには、こういったリモート環境が家庭にないのが、今約10%程度だというふうにお聞きをしましたけれども、そういった家庭については、直接例えばプリントを持参してやってもらうとかいうことで対応したいというお話がありました。ただ、先日、手束議員さんの質疑の中で不登校になってしまった子についての手立ての話がありましたけれども、こういった方が家にリモート環境がないというようなときに、例えば長期に及んでしまうケースもあるかもしれませんけれども、そういった方もあるということも踏まえて、やはりこれは何らかの形で整えていかないといけないのかなというふうに思っているのですけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（北村俊雄君） 不登校児童生徒の支援におきましては、訪問等による対面指導支援が適切に行われることが……

失礼しました。お答えいたします。

不登校児童生徒の支援においては、訪問等による対面指導支援が適切に行われることが前提となりますが、その上でICTを活用した様々な支援が考えられます。現状では、家庭にWi-Fi環境がない場合は、従前のような訪問等による対面指導支援が中心となりますが、何らかのWi-Fi環境のない家庭への対応の在り方については、今後調査研究していきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） よろしく申し上げます。私は最近知ったのですが、携帯電話各社で本当に10センチ四方ぐらいのボックスをコンセントに差し込むと、その部屋当たりの範囲でWi-Fi環境ができる。それをもうコンセントに差し込むだけでそこが受信をするのですかね、その箱自体が。何か黒い箱でしたけれども、その部屋にあるパソコンが大方、何十台もするとだめなのでしょうけれども、二、三台であればその機械とつながるとネットが使えるというようなものも何かできているみたいです。これが今大体1割そういったネット環境がない家庭があるという調査の中で、どの程度使えるかということとは分かりませんが、そういったことも何かあるのだということが、私自身もこの前教えていただいたところがあります。そういったことも含めてぜひともネット環境についても今後よく検討していただいているんな、全ての生徒がそういった学習ができるように整えていただきたいということをお願いしたいと思います。

この項目の最後なのですが、依存症対策ということでお尋ねをしたいと思います。

今話題になっているという言い方でいいのか、「スマホ脳」という何か本が非常にベストセラーでよく読まれているということでありました。これはスウェーデンの心理学者、そういったスウェーデンの学者の方が書いた本なのですが、そこで様々な実証実験して、スマホを持っているだけでそういった、スマホというのがどんな道具なのかということなのですが、いろんなことが、アプリがいろいろ入ってしまっていて、いろんなことができる。小さな機械だけれども、いろんなことができるということで、非常に私たちの認識としてすごく期待あふれる小物なのだそうです。だから、そういったことが脳にどんな影響を与えるかということ、集中力をそっちに取られて、ほかのことに集中できないというのが、何か大きな欠点といいますか、そういったところがあるのだということで、その中で書かれておりましたけれども、iPhoneを非常に開発でされておりましたス

ティーン・ジョブズさんも、自分の子どもには持たせなかったということが何かあるそうですね。これは何でかということ、やっぱり学習とかという面については非常に悪い影響があるということがよく分かっていたから持たせなかったのだということは何かお聞きをしました。これは、スマホについてでありますけれども、タブレットについてもそういった機能が、もちろん学校で使う、GIGAスクールで使う機器というのは、学習に限定して使えるようにはなるのでしようけれども、やはり機能としていろんなことができるということについては変わりがないのかなというふうに思っております。

そこで、非常に心配になってくるのが、スマホ、タブレット、こういった関連する機器についての依存症というのが、非常に今問題に、非常に心配されているところであります。学習の面でも非常に有益であるのでしようけれども、一方でそこから依存症につながっていくというケースも非常に心配をされているところであります。この点について、これから導入されていくわけですが、その点についてのお考えというのがどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、小中学生のスマートフォンの所有率の増加により、インターネット依存症対策の重要性は高まっていると考えています。市内の小中学校においては、保健の授業等でインターネットの過度な使用による健康問題について学んだり、適切な使い方を考えたりするなどの学習を実施しています。また、児童会や生徒会が中心となってインターネットの使用時間の決まりを定めるなどの取組も進めています。

今後も、デジタル社会に生きる子どもたちが、そのリスクを理解し、安全に利用しながらインターネット利用の可能性を広げられるような能力を育てていきたいと考えております。

○16番（市原隆生君） 私はここで「依存症対策」というふうに書きましたけれども、この「依存症対策」ということを書くと、この機器に向き合って、寝る間も忘れて機械に触ってしまうということも当然懸念されるのですけれども、先ほど申し上げた「スマホ脳」という本に書かれていることの内容で一番ぎょっとしたことというのが、スマホを持っているだけで集中力が非常にそがれてくるということなのだそうです。このことは我々も言えるし、書いているその著者の方も、多分この本を書き進めていく中で、私の集中力は大分そがれているはずだということもおっしゃっておいりました。これは子どもだけではなくて大人も一緒だそうです。これを持っているだけで集中力がそがれている。ただ、例えば今、議場はだめだということをお山本議長さんのときにおっしゃっていただいたので、私は控室に自分の機器は置いてありますけれども、自分が持っているか、よその部屋に置いているかというだけで集中力のそがれ方というのが変わってくるということでありました。

だから、そこが非常に心配される場所です。学習のときには当然手元がないと学習できないし、あると学習の教材としては利用するのだけれども、一方で集中力がそがれながらの学習になってしまう。これは私ぐらいの頭で考えて、どのように考えていいのか全く分からない世界なのですけれども、そういったことが起こっているということでもありますので、その点考えて導入について、また使い方については考えながらやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

教育長、何か。うなずきながら聞いていただきましたけれども、御意見があればお話ししていただけますか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

議員さんのほうから、いろんな御指摘ありがとうございます。地震災害、あるいはコロナのような臨時休校の場合に、このGIGAスクールの導入が、本当に誰一人も取り残さないというような面から大変有効な手段だと思っております。ただ、今、議員さん御指摘

のように脳等のいわゆる子どもたちへの健康被害については、まだ明確なデータがないというようなことを大変心配しているところがございますので、こういうことにつきましては、陰と陽が必ずあると思いますので、ひなたの部分はいいのですけれども、また陰の部分はしっかりと連携を取りながら対応して、子どもたちの学びを保障していきたいと思っております。

- 16番（市原隆生君） よろしくお願ひします。やはりこのスマホが私たちの手に持たれるようになってまだ本当に10年たっているかないかぐらいだというふうに思います。その中で今おっしゃったようにいろんな統計とかいうこともありませんので、手探りで進めていくしかないのかなというふうに思っておりますけれども、実際に今そういった実験をやったというようなところもある、そういったことも参考にさせていただきながら、ぜひとも有効なそういった機器を活用した学習を進めていけるようお願いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは最後の項目、土地の使用についてということでお尋ねをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、用途に応じた使用法ということでありませうけれども、まず1点、都市計画で土地の利用については制限が設けられるということでありませうけれども、それはどういう制度なのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

- 都市政策課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

無秩序な都市化を防ぐため、都市計画において用途地域を定め、土地利用の制限を行っています。用途地域は、住居系、商業系、工業系に分類され、別府市においては10種類の地域を定めていますが、その地域ごとに建築基準法において建築できるもの、できないものなどが定められています。

- 16番（市原隆生君） できることとできないことが定められているということでありました。別府の場合は、本当に扇状地といいますか、坂の多いまちでありまして、非常に平らな特に広い土地を確保するのが難しい。私も前から思っております、その平らな土地については本当に有効に活用していただきたいというふうに思っております。これはこのうちもありましたけれども、浜脇の浜脇中跡地についても、ここも学校の跡地ですから、非常に広い平らな土地があるというふうに思ひます。ぜひとも有効な活用をしていただきたいというふうに思っているわけでありませうけれども、一方でこの土地の、やはり平らな土地が少ないという中で、そういう中でありませうけれども、いろんな方が、特に日本の場合は土地の所有ということになると個人の権利を重視する、法律自体が重視をしているわけでありませう。そういった中でこういったものに使いたいという主張がある場合もあるかと思ひます。当然その土地の使用について制限がかかっているわけでありませうから、市のほうにもそういった相談があるかと思ひますので、その点についてはどのように対応しているのかお尋ねしたいと思ひます。

- 建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

用途地域につきましては、都市計画マスタープランや都市の将来像に基づきまして、都市全体の土地利用の状況や、将来の見通しなどを考慮しながら、良好な住環境の保全を図るなど项目的に設定しております。したがいまして、用途地域やその他関連法令に適合するように指導を行っております。

- 16番（市原隆生君） 指導をきちっとしていくということでありましたけれども、そこはこの土地の制限のかけ方というのは、一見自分の土地なのに思うようにできないのかというような御意見をおっしゃる方もあるわけでありませうけれども、やはりそこは市全体の、またそこに住んでおられる周辺の住民の方の利益を考慮してそういった土地の利用制限がかけられるというふうに思っておりますので、そこは住民の利益等を優先して、ぜひ厳格な対

応をしていただきたい、変な形での利用が行われないうようなことは、そこは頑張っていた
いただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

次に、所有者不明土地ということでお尋ねをします。

市内で所有者不明の土地というのがどのくらいあるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○資産税課長（有田純一君） お答えいたします。

別府市内に所有者不明土地がどの程度あるかは、把握できておりません。市内全ての土
地につきまして、1筆ごとに所有者の状況を把握することは困難であり、個別の問題が発
生した場合に戸籍調査等の所有者調査を行うことにより、初めて所有者の不明土地である
ことが確認できております。

○16番（市原隆生君） どのくらいあるか分からないということでありまして、実際
聞くところによると全国で九州ぐらいの広さが、こういった所有者が分からなくて困っ
ているという土地があるのだということもお聞きをしましたけれども、この所有者不明土地
が整備の進行を阻んでいるというようなケースが今起こっているのかどうか、その点はい
かがでしょうか。

○都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

現在市で実施しています道路整備事業におきましては、所有者不明土地により事業に支
障が生じている事例はございません。ただ、長期間相続登記されていない場合につきまし
ては、地元精通者や近隣住民の方へ聞き取りなどを行うため、所有者探索にかなりの時間
を要することがあります。

○16番（市原隆生君） 今の整備の段階では、整備を進めるところでは阻む例はないとい
うことでありましたが、ほかのことではそういったことも起こっているということ
がありました。これは現在でこういった状況ですから、これからますますそういった登記が
更新されていかないうような土地につきましては、ますます混迷といえますか、分からなく
なってくる、そして増えていくというようなことが容易に予測できるわけでありませ
ども、その点、どうですか、国のほうでこういったことの私権の制限といえますか、そうい
ったことも含めてやっていかなければいけないのかなというようなことも思っております。
これは今国のほうではなかなか決められていかないうということも聞いておりますけれど
も、やはり地方は非常に困っているというところがあるかと思えます。別府市もそんなに
広い土地があるわけではありませし、限られた土地を有効に使っていくというのは、これか
らもうやっていかなければいけないことでもありますし、そういった不明土地があること
でいろんな土地、大きな土地の利用が阻まれるというようなことがあつては、非常にマイ
ナスになってくるわけでありまして、その点解消できるように、何らかの声を上げていた
いただきたいなというふうに思っております。

関連をしてでありますけれども、空き家の利用についてお尋ねをします。

この市内の空き家についての現状というのは、今どのようになっていますか。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えをいたします。

平成30年の住宅土地統計調査によりますと、本市の空き家率は18.2%でありまして、
これは全国の空き家率13.6%と比較しましても高い割合を示しております。また、今年度、
各自治会と連携いたしまして実施しました調査では、1,700軒程度の空き家を確認して
おります。

○16番（市原隆生君） 非常に大きな数でびっくりしておりますけれども、そうした中で
空き家を借りたいけれども、貸してもらえないということも時々お聞きをしたりします。
これは、原因はどこにあるのか、また行政としてはどのような対応をしているのか、その
点はいかがでしょうか。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

貸し渋りの原因としましては、家屋内に残された物品の処分や行政手続に、さらには家屋の補修などにかかる初期費用の問題、それから賃借人とのトラブルや使い方などの不安、さらに賃貸や売買の手続が分かりにくい、面倒くさいなどの課題があるようでございます。オーナー様は見えないリスク、そういうふうなもので賃借を敬遠しているようでございます。

また、対応・支援といたしましては、空き家所有者への空き家バンク制度の丁寧な説明、県外からの移住者に限定はされますが、改修費用、引っ越し、家財処分費、仲介手数料などの支援を行っております。

○16番（市原隆生君）そこで、一方で近隣の方に非常に迷惑をかけている老朽空家についての対応、この点はいかがでしょうか。

○建築指導課長（渡邊克己君）お答えをいたします。

倒壊の危険性があるもの、著しく不衛生な状態のもの、著しく景観を損なっているもの、周辺の生活環境の保全を図るために放置できないようなものとして、「特定空家」というふうなことに認定ができるようになっております。特定空家に認定した場合、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条におきまして、所有者などに対しまして助言、指導、勧告、命令ができるとされております。最終的には代執行による除却が可能となっております。さらには、勧告措置を取れば地方税法によります固定資産税の住宅用地の特例の対象から除外されます。いわゆる家屋があるので土地の税金が安いというふうなことはなくなります。実際の措置については、登記簿上の所有者が既に亡くなり、相続人の調査に時間を要する場合や、連絡が取れず法的な対応が困難な事案が多くなっております。

○16番（市原隆生君）はい、分かりました。ありがとうございます。今までどおりにはいかないぞということをしていくのかなというふうに思っております。

そこで、もう一つ。別府市内で非常に心配されているのが、商店街の空き家でありまして、シャッターが閉まったままずっと開かない。ただ持ち主の方はおられるということが分かっていますが、なかなかそういった利用がされていないというところもよく耳にするわけでありましてけれども、そういったシャッターを閉じてしまって久しくなっている、そういった元店舗について、この持ち主の方に地域の利益を考えた決断をしてもらえるような働きかけができないか、こういった聞き方をしたいと思っておりますけれども。こういった例えばシャッターにペイントするとか、今テレビで時々かなり芸能人の方で絵の才能のある方が描くと、非常にそれを見に人が集まってくるというようなことも時々やっておりますけれども、こういった人が集まる対策も含めてもらいたいけれども、その点どのようにお考えでしょうか。まとめてちょっとお尋ねしたいと思います。

○産業政策課長（奥 茂夫君）お答えいたします。

所有者が空き店舗を貸さない理由といたしましては、店舗の老朽化、家賃の折り合いがつかない、店舗の拡張が難しいなど、様々な事情が存在しますので、行政が間に入っただけの対応はなかなか難しい面もございます。空き店舗対策につきましては、他の自治体等の事例を参考にしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、シャッターについてのペイントでございますけれども、別府市の商店街におきましても、平成19年に別府銀座商店街振興組合が、国際色豊かな商店街づくりを目指して国際通りソルパセオとしてシャッターに各国の絵を描く事業を実施した経緯がございます。現在も残っておりますので、通りを歩くと国際色豊かな絵画を楽しむことができます。しかしながら、なかなか空き店舗対策に結びついていない現状もございますので、空き店舗対策につきましては、他都市の事例を参考にしながら、関係各課と連携しながら、何らかの手立てがないか、調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○16番（市原隆生君）ありがとうございます。いずれにしましても、空き家の問題とい

うのは、本当に人口が少なくなっていく中でこれからも増えていくのかなという気がしておりますけれども、その持ち主の方が御健在ではっきりしている場合、やはり地域の発展についてぜひ考えていただいて、そのために何かお手伝いできるならという思いで何らかの力を貸していただけるような、そういった働きかけをしていただきたいなということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○18番（平野文活君） それでは、順序に従って質問をさせていただきます。

まず、コロナ対策と経済対策についてであります。

別府市では、2月の27日を最後に今日まで新規感染者は出ておりません。県内でも3月に入って昨日までで7名ということで非常に少なくなっております。ただ、県の発表を見ると、その7名のうち3名は感染経路が不明だということでありまして、いうならば無症状の感染者から知らない間に感染をして発症した、こういう可能性もあるわけでありまして。そういう点では、いわゆる市中感染というのが完全に県内でも根絶をされているわけではありません。そういう中で都市部では増え続ける、そういう傾向が出ております。その中で、いわゆる非常事態宣言が解除されようとしております。

こういう状況の中で、まず第1のコロナ収束の鍵をどう考えているかということについてお伺いをしたいと思います。

市長は、新年度予算の説明に当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策については優先事項として取り組む、こう言っております。さらに、いわゆるアフターコロナということ連発されておりますので、コロナが収まった後のことだと思いますけれども、このコロナ収束の見通しも持っておられるのかなというふうに、そういうことでそういう言葉が出ているのかなと思いますが、市長は、この収束の鍵ということをどういうことで考えておられますか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

現在、日本におけるワクチンの供給量は十分でない状況ではありますけれども、ワクチンの接種により集団免疫を高めることは、コロナ収束の鍵になるものと期待しております。同様に治療薬の開発・投与などが行われる状況になることも、一つの鍵になるものと考えております。

また、別府市内になりますと、先ほど議員さんおっしゃったように2月の27日を最後に新規感染者が発生していない状況であり、これは市民の皆様引き続きこまめな手洗い、手指消毒、3密の回避などの新しい生活様式を実践していただくことも、またコロナ収束の鍵となるものと考えております。

今後も、現在のような感染者が発生しない日々を、状態を継続していけるようにしっかりと対応に取り組んでいきたいと考えております。

○18番（平野文活君） ワクチンが開発されて接種が始まったということが、大きな収束の鍵というふうに見られておるようであります。私もそれは、そういう方向が、大きい意味ではそういう方向が出て喜ばしいことだというふうには思うのです。しかし、昨日までの議会でのワクチン接種についてのやり取りを聞いておりますが、医療関係者は国が5月の10日の週には2回目の接種が完了すると、こう言っておりますし、医療関係者については県が直接手配しているということでもありました。

別府市の4万人の高齢者に対してはどうかというと、5月5日の週に1箱、つまり約500人分が来るだけで、その後のワクチンの到着は未定だという、そういうお話でありました。そういうふうに見ると、そのほか16歳以上の一般市民への接種はいつ終わるかという、非常にその点、ワクチンの接種というの見通しが立っていないのではないかな、こういうふう思うのですね。

WHOも、世界保健機関も今年中に集団免疫を達成するということはないというふうに

断言をしているようであります。ですから、このアフターコロナということにワクチンに頼るとのことだけでは、なかなか当面達成できる見通しはないのではないかと私は思っております。

2つ目に、コロナの収束は、地方自治体の取組だけでは絶対に不可能だというふうに思います。国の取組が決定的であります。ところが日本では、国が収束に向けて責任ある取組をしていないのではないかと非常に心配をしております。国の取組についてどう評価しているか。本当に収束につながるようになっているか。そこら辺、どう考えていますか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

国においても、世界中の新型コロナウイルスに対する情報収集や対策・支援等を含めまして日々対応に追われている状況のようです。新型コロナウイルスは、世界中が初めて対処するウイルスであり、様々な課題に直面しております。

別府市としましても、今後も国の動向を注視し、大分県及び関係団体と密に情報共有を図りながら、有効かつ適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

○18番（平野文活君） 国の動向を注視するというだけではいかぬのではないかと。やっぱり厳しく意見を言うべきではないかと私は思っております。

アメリカのジョンズ・ホプキンス大学というところが、ずっと集計をしておりますよね。ネットで私が調べた範囲では、3月10日現在の数字が、一番新しいものしか発見できませんでした。コロナによって亡くなった人の数ですね、その3月10日現在で日本は8,412名でした。この同じときに台湾は10人、ベトナムは35人、シンガポールは29人、タイが85人、ニュージーランド26人、極端に違うのですよね。人口の差はありますが、それにしてもあまりにも違い過ぎる。こうした少ない国は、どういう対策をしているのだろうかということをもっと注目すべきだと。なぜそれが日本でできないのかというふうに私は思います。経済力も技術力も高度なものを持ちながら、自前でワクチンも生産できない。どうしてかなというふうに本当に疑問に思うわけであります。

たまたまかもしれませんが、台湾もニュージーランドも政権のトップが女性ですね。私は、命を守るというための決断が早いのではないかとこのように思います。ニュースなどで言われておりますが、台湾は、中国が12月に発見したのですかね、もう1月早々に入国禁止の措置を取ったとか、ニュージーランドでも2月には入国禁止をしておるし、総理大臣というか、首相が直接毎日毎日6月ぐらまででしたかね、テレビでの記者会見も直接国民に訴えていくというような取組をしている。そういう国もあれば、日本のような発達した経済力がありながら8,412人。私は、これは政治の失敗、人災ではないか、こう思っております。

次の質問ですが、こういう政府の下で暮らしているわけですね。ところが、市長の新年度予算を見ても、リバウンドとか第4波についての危機感が感じられません。最悪の事態に備え得るのが行政の責任だというふうに思っておりますが、このリバウンドということについてはどういうふうに考えておりますか。

○いきいき健幸部長（猪股正彦君） お答えします。

海外では、感染力の強い変異ウイルスによる感染拡大が相次いでおり、これまで行ってきた対策を緩めると第4波につながりかねない状況であると思われまます。また、首都圏では、感染者数の下げ止まり、もしくは増加傾向の状況が見受けられます。

現在、大分県の感染状況は、ステージ1で落ち着いており、別府市においても今月に入って感染者が出ていない状況ですが、御指摘のとおり、今後変異株によるウイルス感染が増加していくことも想定しつつ、県や関係団体とも連絡・情報連携をしっかりと取りながら対応していきたいと考えております。

○18番（平野文活君） 具体的な対策が見えないわけですね。今おっしゃいましたように、専門家の皆さんも、尾身会長さんをはじめ既に変異株に置き換わっているかもしれぬというようなことを発言されております。また、神戸の検査では次第に変異株の割合が高くなっているという報道もあります。こうした中で、大分県では22名の方が昨日現在で亡くなっておるわけですが、別府の死者の数は把握されておりますか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

死者の状況、これにつきましては、大分県のほうが集約をしておりますので、市町村での把握はできておりません。

○18番（平野文活君） 県も市町村別には数字を発表しておりませんね。私は、もうこれ以上死者を出すことは避けなければいかぬ、やっぱり行政区単位で発表すべきだと私は思います。

第1波が山を越えた頃、連休の前だと思いますが、東部の保健所長さんと私たち共産党議員団で懇談をさせていただきました。その際、感染症の専門のですね、感染症対策というのは、人の移動を止めるということが鉄則なのだとことを強調されました。当然人の移動を制限するということになると、経済に対する被害が出てきます。ですから、移動制限とともに経済補償というのが当然セットでなければならぬというふうに思うのですが、それはなかなかやっぱり大きな費用もかかります。

併せて私どもは、事業者に対する経済補償と併せて、無症状者を含む大規模検査というものが鍵になるというふうに繰り返し強調してまいりました。この無症状者を含む大規模検査は、地方自治体独自でもやる気になればできるというふうに思います。第1波以来ずっと要望してまいりましたが、ようやく12月の議会で飲食関係者ということが限定されましたが、いわゆるPCR検査が実行されました。昨日までのお話だと、検査が、2,600件ぐらい検査したけれども、全てが陰性だったという報告でありました。それはそれで結果はよかったと思うのですが、私は、あれが実行される際に、2週間の休業期間中に従業員の皆さんに検査すべきではないかというふうに言ったのですけれども、それはされませんで、明けてから、年が明けてから、休業期間が終わってからキットが配布されると、こういうことで、ちょっと時期がずれた結果ではないかなというふうに私はこれを推測しております。

そういう意味では、緊急事態宣言が解除され、人の移動が活発になれば当然リバウンドの危険は高まると思います。そして、高齢者はじめ一般市民へのワクチン接種がいつ頃完了するかという、これも非常によくまだ分かっていない、そういう状況であります。

また、美馬議員へのこの議会での答弁で、高齢者施設に対しては県がキットを配布しているという答弁がございましたが、これを詳しく聞いたら、症状が出たときに使うということで配っているということで、私は、症状が出てからでは今までとあまり変わらないなというふうに思います。

改めて強調させていただきたいのですが、ワクチン接種と並行して、特にお客さんと接触する観光関係者、そして身体的な接触が避けられない仕事をしている施設や保育所などの関係者を対象にした、無差別で大規模な定期的な検査、これを市独自でもやるべきだというふうに思います。そうでなければ、いわゆる収束の見通しを持つことはできないというふうに私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○いきいき健幸部長（猪股正彦君） お答えします。

先ほど議員が言われました、美馬議員のときにも答弁させていただきましたけれども、今、大分県において県内の高齢者介護施設等の職員に対して検査キットを配布、また不安を抱える妊婦に対する分娩前検査事業を実施するなど、PCR検査等の対象者を広げながら感染防止対策に取り組んでおります。

また、ワクチンの流通が遅れている状況であります。5月以降流通が活発になってくることが見込まれますので、接種後の感染状況を見極めていきたい、見極めていくことが重要である、そう考えております。

なかなか先の予測がつかない状況でありますので、無症状者に対する検査が必要となる状況も起こり得るかもしれません。このことも含め様々な状況を想定しつつ、対策・対応をしていきたいと考えていますが、まずはコロナ収束の鍵と期待するワクチン接種の準備に集中して取り組んでいきたいと考えております。

- 18番（平野文活君） 経済は大事です。しかし、命を守ることはもっと大事なことだというふうに思います。この視点が、国にも別府市にも欠けているのではないかということを変更して指摘をして、次に移りたいと思います。

2つ目、観光動態の実績と見通しについてであります。

年末か年始めか、2019年の観光動態というのが配付をされました。これを見て私は改めてちょっと驚いたのですが、2019年というのはラグビーワールドカップがあった年ですよね。市長も、「ラグビーのレガシー」とか盛んにそういう言葉が飛び交っていましたが、つまり別府観光としては非常に活発な時期だったのだらうと思うのです。ところが、あの動態を見て、前の年より減っているのです。これはなぜかなというふうに思いましたが、どうでしょうか。

- 観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

特に外国人観光客におきましては、韓国からの入り込み客の減少というところが大きくございまして、これにつきましては、韓国経済の低迷に加え、徴用工問題等を発端とする日韓関係の悪化が原因と考えられております。

- 18番（平野文活君） 欧米は増えたけれども、韓国が減った、その原因は政治だということでもありますね。日本人の観光客も827万から771万、約56万人減っていますね。この原因は何でしょう。

- 観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

日本人観光客の減少につきましては、宿泊客は対前年比104%で増加しておりますが、日帰り客が対前年比90%と減少したことが影響しております。これは、7月の台風5号を皮切りに8月には8号、10号が九州を襲い、8月末には降り始めからの降水量が600ミリに達する記録的な豪雨が九州北部を襲うなど、最盛期である夏休み期間中の週末やお盆の期間中の天候不順が大きく影響したことが上げられます。

- 18番（平野文活君） 私は、天候だけが原因ではないのではないかなという印象を持っております。2019年の入り込み客が前の年に比べて減った、それは天候が原因だったというふうなことなのですが、その前、2017年と比べても50万人減っていますよね。これは、私はやっぱり国民の所得が減り続けて余裕がなくなっているというのが、大きな原因になっているのではないかなというふうに思っております。

こういう経過を経て2020年の昨年の観光動態はどうだったのだろうか。1年中コロナとの闘いの年でしたね。これは観光動態、どうでしたか 発表されていませんけれどもね 市としては。

- 観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

大分県がさきに発表いたしました観光統計調査の宿泊客数暫定数値では、対前年比で約46%減少としておりますので、本市におきましても同様の減少を見込んでおるところでございます。

- 18番（平野文活君） 県の調査の発表の数字を調べました。日本人でも37.8%に減っている、それから外国人は89.4%に減っているということですね。それから、政府が発表した推計値も、2020年は前年比で外国人観光客の入り込みは87.1%マイナス、こういう

ふうになっているようであります。とりわけ外国人の落ち込みが激しいわけでありまして、これ、月別に県が発表しているのを見ますと、1月は前年比で41.7%、2月は78.0%、3月になって96.7%の落ち込み、そして99%台がずっと続くのですね。いわゆるコロナが世界的に感染を始めて、日本で世界各国からの入国禁止、こういう措置がされたのはいつから始まったのですかね。

○観光課長（日置伸夫君） 大体年の初めぐらいからになっていたと思います。1、2月ぐらいではなかったかと思います。

○18番（平野文活君） そして、その年の初めから今日に至るまでずっと続いているのですかね、入国禁止は。

○観光課長（日置伸夫君） お答えします。

観光客につきましては、継続して入国は認められていない状況でございます。

○18番（平野文活君） そういう中でいわゆる観光客、外国人観光客に対する誘致活動というのに随分お金を使っているのですよね、2020年度。B-i-zに委託した事業で観光客誘致事業だけで約7,000万円、そのほかに入湯税超過課税事業ということで約8,000万円、1億5,000万円、全部が海外向けではないとは思いますが、この観光客誘致事業7,000万円というのは、どういう使い方をしたのでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

誘客推進事業におきましては、インターネットを活用した販売戦略として、オーストラリアでの情報発信事業、中国のインターネット界によって影響力を有するキー・オピニオンリーダーを活用した動画再生配信事業、そのほかヨーロッパにおきまして、イギリス、ドイツ、イタリア、スペインのほか台湾、ベトナム、タイ、香港の現地旅行社とのインターネットを活用した商談会事業、そのほか、「エクスパット」と呼ばれます日本在住の外国人を対象とした観光展への出展事業、そのほかエール飯事業、国のGo To Travel事業の一時停止解除に合わせたおもてなし再開事業を実施いたしました。

入湯税超過課税事業におきましては、別府インターナショナルプラザの観光案内人材の体制強化やWONDER COMPASS BEPPUの運営事業、観光地域づくりの侵略推進のためのDMO機能を担う人材確保に要する費用、自ら旅行手配業者であるランドオペレーター機能を備え、外国人旅行客を現地の旅行業者から直接獲得する事業等がございます。

○18番（平野文活君） ちょっとね、どういう事業をしたのか、横文字ばかりで分からないのですけれどもね。例えば豪州デジタルマーケティング957万円、このお金はどこに支払ったのでしょうか。また、B to B、B to C、海外セールス1,648万円、これもどこに支払ったのか。ちょっと教えてください。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

インターネット配信につきましては、当然インターネットを配信する事業者でございますので、ちょっとこちらにつきましては、個別の業者については把握いたしておりません。

それと、B to Bにつきましても、個別の業者につきましては、支払い先等は現在のところ把握しておりません。

○18番（平野文活君） 詳しくはまたやりたいと思うのですけれども、BIP事業部強化費1,189万円、それからWONDER COMPASS管理運営900万円、DMO機能充実事業3,000万円、ランドオペレーター事業1,320万円、新アクティビティ創出事業1,680万円、こういう事業もお金はどこに支払ったか分かりませんか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

BIPにつきましては、別府インターナショナルプラザということでございますので、そういった人件費になるところでございます。WONDER COMPASSにつきまし

ても、同様に人件費になってございます。そのほかは事業系の支払い先につきましては、今までのところ把握していないところでございます。

- 18番（平野文活君） ちょっと時間の関係もありますので、また別途質問させていただきたいというふうに思います。

私がここで言いたいのは、世界中からの観光客の入国禁止が、1月段階から始まって今日まで解除されていない、そして解除される見通しもまだ分からない。そういう中でこの1億を超えるようなお金を使って誘客宣伝をする。これは矛盾を感じないのだろうかというふうに私は思うのですよ。こういうことをするよりは、それこそ市内事業者に対しての支援、あるいは先ほど提起した大規模な検査、こういったところにお金を回すべきではないかなというふうに思います。別府市民は、2年にわたる温泉まつりも中止でしょう、様々な行事が中止なり簡素化されていますよね。「アフターコロナ」と言いながら、お金を海外向けに使っている。こういういわゆる観光の在り方としても、外国の経済・景気に左右される、あるいは政治問題に左右される。こういう外国人観光客偏重の観光対策から、やっぱり国内の需要を本当に深めていく、そういう方向に大きく、これは国も、そして別府市も転換すべきだ、このコロナを経験してそういう総括をすべきではないかと私は考えております。

そこで3つ目、経済対策は直接支援の継続充実をという項目に移りたいと思うわけです。

私ども、6月の議会でしたかね、市長が大胆な、10億円の基金を取り崩して緊急雇用、あるいは家賃補助に踏み切った。非常に高く評価をさせていただきました。しかしながら、国も持続化給付金も打ち切り、家賃補助も打ち切り、そういう状況になっております。別府市のそういう独自事業も一部続いているのはありますが、大体家賃補助制度や何かも新年度はないですね。直接やっぱり事業者に対する直接支援というものがどうしても必要ではないか、こう思いますが、いかがでしょう。

- 産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

直接支援へのお尋ねでございますけれども、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策に対する支援につきましては、利子補給金支給事業を予算計上し、また新年度予算ではありませんが、令和2年度からの繰越し予算で小規模事業者持続金支援事業補助金として約2,500万円を、また別府みんなにエール券の利用期限を3月末日から5月末日までに延長をしております。

今後、国・県の支援策をうまく活用しながら、引き続き場面場面に応じて柔軟に市の支援を実施してまいりたいというふうに考えております。

- 18番（平野文活君） 私は大分前の議会でしたが、所属の常任委員会で静岡県の富士市というところに視察に行かせていただいて、非常に感銘を受けたのですね。市長が、大分であれば大分銀行みたいなところでしょうね、地元の銀行の頭取に直接掛け合って優秀な人材を引き抜いたといいますか、ヘッドハンティングですか、そして1億ぐらいのお金をかけてと言っていました、いわゆる事業体をつくって地元業者、市内業者の経営相談に当たるという本格的な取組をしている。「f-B i z」という、同じ「B i z」がついて「f-B i z」ということ、これを別府でもやったらどうかというようなことを提案したのですが、そういうことにはなりませんでしたね。

また、日田でこういう調査をしたときに、日田のビジネスサポートセンターというのを、そこに市が中小企業診断士2名を直接雇用して、そして事務所を開いて、中小業者が、商工会議所なんかにも相談体制があるわけですが、別府でも多分会員さん以外は気軽に相談に行くというふうにはなっていないのではないかなと、こう思うのですがね、開かれた、誰にでも開かれた商売の関係の何でも相談所、あるいはいろんな手続なんかの支援をしてくれる。こういうことをやっているのを見て、別府でもやったらどうか、こう思っ

たのですが、なかなかされておりません。

別府では、同じ「biz」がついたのは「B-biz」というので、先ほど言ったようにちょっと地元の長年苦勞して商売してきてなかなか大変という人たちが、気軽に駆け込んで何でも相談できるというふうにはなっていないのではないかなというふうに思うのですけれども、改めてそういう事業者、市内業者に直接支援する、そういうことを考えませんか。

○産業政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染の第1波の際には、これまでにない未体験の災害に見舞われたこともあり、市民や事業者の方がワンストップで相談できる窓口を設けたところであります。その後、昨年8月から場所を別府市役所1階のレセプションホールに移しまして、継続して相談や各種申請の窓口を設けるとともに、また商工会議所におきましても、中小企業診断士協会等と連携をして週3回の相談窓口を設置しておりました。レセプションホールでの相談窓口につきましては、令和3年1月末日で終了しましたが、事業者からの各種相談は、市の産業政策課を窓口にしまして相談を受けており、相談内容によっては専門機関の御紹介や毎月開催している社会保険労務士会による労働相談など、必要に応じて専門機関につなぐといった対応をしているところであります。

また、商工会議所では、今年度に引き続きまして、今年の令和3年4月から12月までの間、中小企業診断士協会と連携しまして、月に2回程度の無料相談窓口、これは予約制でございますけれども、そういった窓口を設置し、また、その会員以外の方にも相談がオーケーとなっておりますけれども、そういった事業を予定しておりますので、今後も関係機関等と連携しながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○18番（平野文活君） アリーナでやったような支援活動をぜひ常設してやってほしい、あるいは月に1回、2回とかではなくて、本当にいつでも駆け込める、そういう駆け込み寺のような事業をぜひやってほしいということを申し上げまして、次に移ります。

困った人に優しい市独自の支援を。これは、堀本議員がかなりやまして、私も同感でありまして、重ねていろいろ言うことはありません。幾つか聞きたいと思いますが、生活困窮者自立支援というのがありましたね。令和2年度では1,793万円、これの実績を教えてください。

○ひと・くらし支援課長（寺山真次君） お答えいたします。

自立相談支援事業ですが、これは別府市社会福祉協議会に委託しております。就労、その他の自立に関する相談支援や、事業利用のためのプランの作成などを行い、生活困窮者への支援を行っております。

相談件数での実績ですが、昨年度までは500件前後で推移していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で2月末までの集計ですが、4,913件と、それまでの10倍近くの件数となっております。

○18番（平野文活君） この自立支援の事業というのは、いわゆる生活保護になる前に相談をして、そうなる前で自立を支援しようと、こういうね。ですから、家賃補助制度などとセットでやられているのだろうというふうには思うのですけれども、それが例年の10倍に増えた。500人が5,000人ぐらいに増えた。これはやっぱりコロナの影響がどれほどのものかということ、数字的にも表しておりますね。

堀本さんへの答弁でも、緊急小口資金とか総合支援事業とか、そういうものが2月末現在でも合わせて12億円もの緊急の貸出しが行われているというようなことが言われました。非常にこれは別府市内の、いわゆる非正規労働者の実態が浮き彫りになったのではないかなというふうに私は思っております。堀本さんが言ったように、この小口資金とか総合資金とか、返済の時期が来たってなかなか返せないだろうと思います。国に対して本当に

柔軟な対応をすべきだと、市としても強く求めていただきたいと思います。

また、今度の新しい予算を見ると、生活保護の予算は、例年とあまり変わらない、逆に若干減っているというような、あるいは受給者も減っているというような資料が出ておりましたが、これだけ困った人が押し寄せている中で生活保護が増えないというのは不思議だなど、こう私は思っておりますが、どういうふうに考えておりますか。

○福祉共生部長兼福祉事務所長（中西康太君） お答えいたします。

ただいま課長から答えさせていただきましたが、生活困窮者自立支援制度等様々な支援の拡大や延長などによりまして、現段階においては生活保護申請者数の数は増加には至っていない状況でありまして、さらには、先般、緊急小口資金や総合支援資金を新年度4月よりさらに3か月の延長も決まりまして、この制度を担当しております本市社会福祉協議会とは常に連携しながら、でき得る限りの支援に努めているところであります。このような中で、それでも生活に困窮する方に関しましては、最後のセーフティーネットであります生活保護制度にもちゅうちょなくつないでいただくようお願いはしておりますが、まずはただいま申し上げました現行の制度を最大限に活用いただきますよう、他方優先での周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○18番（平野文活君） 生活保護制度というのは、本当に生活が困窮した場合の最後のセーフティーネットでありまして、いわば憲法に保障された国民の生存権、これは国が保障しなければいけないということで作られた制度ですよね。ですから、本当に困ったときにはちゅうちょなく利用してくださいということを周知すべきだと思います。

私は、市報でも書いてもいいのではないかとというぐらい、今はそういう事態ではないかと思っておるのです。そして、その際、堀本議員も強調しましたが、いわゆる扶養照会、これは国会でも議論になりましたが、義務ではないということですよ。義務でなければやる必要はないのではないかと思うのです。別府では廃止をすべきだというふうに思いますが、いかがでしょう。

○ひと・くらし支援課長（寺山真次君） お答えいたします。

扶養照会につきましては、国のほうから判断基準の改正が届いております。その内容に基づいて今進めているところでございますので、その内容で今後も続けていきたいと思っております。

○18番（平野文活君） これで、第1の項目は終わらせていただきます。

次に、国民健康保険の問題について。もう時間がなくなりましたので、まとめて答弁していただきたいと思います。

所得割を1.5%引き下げるということでありますが、どの程度の減収を見込んでいるか。そして、令和2年度末の基金残高の見込みは幾らか。まず答弁をお願いします。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

今回、医療分の所得割率を1.5%に引き下げることにより、9,300万円程度税収が減少すると見込んでおります。

また、令和2年度末の基金残高についてですが、8億8,800万円程度になる見込みでございます。

○18番（平野文活君） それだけの基金があれば、所得割だけではなくて均等割や平等割も下げられるのではないかと私は思いました。所得割は、確かに大分県一高いのですね、今ね。16.42%。これが1.5%下がって14.92%になるのです。そうすると、ほかのあと13市の税率が変わらないものと仮定をした場合は、14市中上から6番目、いわば中位ぐらいになるかなと思います。それに対して均等割、これは世帯の人数にかける税率ですね。これは14市中、上から2番目、非常に高い。また平等割、これは全ての世帯にかかる税率、これは14市中5位、このことに間違いありませんか。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったとおりで、間違いございません。

○18番（平野文活君） 別府市の国保の所得割は、一番高いとき、平成20年度17.29%でありました。その翌年21年度に17%に下がり、さらに16.75%、さらに16.60%、さらに16.42%と下がり続けて、今回14.92%まで下がりました。先ほど言いましたように、14市中でも中位まで下がったわけであります。

ところが均等割、これは高止まりしたままであります。均等割というのは、ほかの市の職員の方とか一般の民間の労働者が入っている健康保険には、そういうのはありませんね。人頭、人数に応じて税金をかけるわけですから、いうなら飛鳥時代とか奈良時代とか、そういう時代の古代の税金ですよ。これがなぜ国保だけにはあるのか。しかも、国保というのは低所得者が非常に多い。そういうところにこの過酷な人頭税がかかる。私ども共産党としては、全国的にこの均等割の廃止を提案しているわけでありますが、少なくともこの所得割だけではなくて均等割の引下げ、これも併せてやるべきではないかと改めて思いますが、いかがでしょう。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

今回、保険税率を引き下げた後、数年で引き上げることにならないよう、引下げに当たっては慎重に試算を行っております。ある程度長期にわたり引き下げた状態を維持できるように試算しておりますが、今後、不測の事態が生じる可能性もあります。

また、今御質問のあった均等割額、平等割額の引下げを行いますと、保険基盤安定繰入金も減少するため、税収の減額と繰入金の減額が同時に起こり、国保財政に多大な影響を与えることとなりますので、今回の所得割率の引下げに加え、均等割額、平等割額も引き下げることが、現時点では難しい状況です。今後、収支の状況や県内の保険料水準の統一に向けての議論を注視しながら、均等割、平等割の引下げについても検討してまいりたいと思っております。

○18番（平野文活君） 国の制度が絡むことでもあります。また、県との共同運営になったという事情もありますので、ぜひ様々な会議の中でそうした別府の国保加入者が置かれている実態というのを発言していただいて、低所得者の負担が軽くなるようにぜひお願いしたいと思っております。

国保の最後に、令和4年度から未就学児の均等割の2分の1を公費で補填をするという国の制度ができそうですね。これはずっと長年の国民の声が、全国知事会などを通じて国を動かした結果でありますが、別府市での対象人数、そして補填額、これはどれくらいになすか。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

対象となる被保険者数は500人程度で、2分の1に相当する金額は、全員が軽減対象世帯の被保険者でない場合、855万円となります。

○18番（平野文活君） その程度なら、残りの2分の1も市が補填をするということができないかと思いますが、いかがでしょう。

○保険年金課長（牛島照美君） お答えいたします。

未就学児の均等割の軽減制度は、少子化対策の観点から国と地方の取組として子育て世代の経済的負担を緩和することが目的とされており、令和4年度からの公費投入で子育て世代の負担は一定程度緩和されると思われまます。

公費で補填された残りの2分の1を市が補填することについてですが、今後、県内の保険料水準統一の議論が推進されていくこと、また、国保の市町村事務処理標準システムへの切換えを別府市が令和4年度に行う予定であることから、国の制度上想定されていない独自の補填を行うことは難しいと考えております。

○ 18 番（平野文活君） 最後に言われたデジタル問題ですかね、今回の議会でも盛んにこのデジタル問題というのは、いろんな議員の方から質問がありましたが、私どもは、これをどんどん進めるといのは非常に問題だなと思っております。その一端が今答弁されたのではないかと思うのですが、何か地方自治体が独自のことをやろうとすれば、いわゆるコンピューターが同じシステムでつながってしまって、独自のことができなくなるという、そういう弊害を生む危険性があるのですね。ですから、地方分権とかいろいろ言いながらも、そういうものに逆行するような事態になろうとしているということも、ひとつ議員の皆さんにはぜひ知っていただきたいというふうに思います。

最後に道路問題、お伺いします。

まず第1は、旧坊主別府線の問題です。これは前の市長のときからもう繰り返し質問をしてきたことでありますし、また、長野市長を含めて地元で市長と語る会がやられるたびに、地元の住民の皆さんが直接市長に要望してきた道路であります。今、ようやく今井のバス停付近で工事が始まっております。さらに2か所の拡幅予定があるというふうに聞いておりますが、説明をしていただきたいと思っております。

○ 都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

今、議員が言われました竹の内の今井バス停付近の拡幅工事につきましては、令和4年度の完成を目指し事業を推進しているところでございます。

また、他の2か所についてですが、今年度、道路詳細設計を実施していますので、来年度から用地取得のために物件等の調査を実施し、その後用地取得の協議を行っていきたいと考えております。

○ 18 番（平野文活君） 極めて部分的ではありますが、これは特に危ないといったところの改良工事が進みそうでありまして、地元を代表としても感謝をしたいというふうに思います。

2つ目、小倉のグリーンハイツの問題です。

これも長年の懸案である市道への編入と道路整備の計画がありまして、もう十数年前に住民の皆さんにその計画が示されてきました。その計画に従いますと、3つの工区に分かれておりますけれども、第1工区は令和2年度から道路改良の工事が始まる予定でありました。そして、第2工区は令和3年度、今年度新年度から道路整備が始まるというふうに説明をされてきたのですが、まだ令和2年度の分も始まっていないですね。これの現状と今後の見通しはどうでしょう。

○ 都市整備課長（安部英樹君） お答えいたします。

小倉グリーンハイツ内の地籍調査につきましては、3ブロックに分けて平成28年度より実施しております。そのうち1ブロックの地区につきましては、昨年度総務局の登記も完了したところでございます。

なお、本年度より国の交付金を活用し道路の一部着工を予定しておりましたが、配分領域が着手できていない状況でございます。しかしながら、今回、国の第3次補正予算で配分されましたので、来年度につきましては、既に市道認定しています小倉中央線外2線の一部の区間について側溝改修等を実施していく予定でございます。

○ 18 番（平野文活君） 今後の見通しはどうでしょう。

○ 都市整備課長（安部英樹君） はい、これは交付金事業で行っておりますので、その配分状況にもよりますので、今時点、どういうふうになるかというのは、詳細にはお答えすることができませんので、御了承をいただきたいと思っております。

○ 18 番（平野文活君） ぜひ予算の獲得ができるように、頑張ってくださいと思います。いずれにしても、旧坊主別府線にしても、この小倉グリーンハイツの問題にしても、なかなか進まなかったことが、ようやく少しずつではありますが、進み始めたという点では関

係者の、市長はじめ関係者の努力に感謝を申し上げたいと思います。

最後に、凸凹道路の年次計画はあるかということですが、27年6月の議会で市道全体の診断と年次計画が必要ではないかという質問をしまして、当時の課長山内さん、水道局に行っておりますが、道路の劣化度を数値化できる特殊車両で調査した結果、良好または軽度という損傷が5.7%、中程度が55%、重度の損傷が39%、これを基に今後の計画を立てていくというふうに答弁されました。その後の進行状況はどうでしょう。

○道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

以前行った、議員先ほど言われました調査の結果を踏まえまして、交通量等も勘案し、随時舗装の改修を行っております。

○18番（平野文活君） よろしくお願ひします。

○副議長（阿部真一君） 休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（阿部真一君） 再開いたします。

○12番（加藤信康君） 一般質問最終日、最後から2番目を務めます市民クラブの加藤です。よろしくお願ひいたします。

今回、3点にわたって質問事項を上げさせていただきました。まずコロナワクチン接種について、それからコロナ特措法、さらにまた産婦人科の現状ですね。ただコロナワクチンの接種につきましては、もう議案質疑、そしてまた一般質問の中で多くの先輩議員が質疑をされ、ほぼおおよその理解はできたかなというふうに思っております。連日のように新聞にワクチン接種、そしてまたコロナ行政が報道されておりますので、市民の方もかなり真剣に読んでおられるというふうに思います。また、この間、市の職員、市長をはじめ、筆頭に市の職員の方々、このコロナ禍の対策、そしてまたそれから始まるワクチン接種、非常に激務の中で頑張っておられることに感謝を申し上げたいというふうに思います。

コロナワクチンの接種につきましては、ちょっと2点だけ確認をしたいと思います。

特にスケジュールは、これから少しずつ延びたり、どうなるのか、報道はされると思いますけれども、既に始まっている医療関係者の接種についてですけれども、医療関係者と簡単に言うのですけれども、実際に具体的にはどういう方々を医療関係者というふうにされているのかお聞かせください。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

コロナ手引きによると、医療従事者等の定義は、「新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の者など」とされており、業務の特性として新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻りに接することから、新型コロナウイルスへの暴露の機会が極めて多いこととなっております。具体的には病院等の職員、これは診療科、職種は限定しないとなっております。病院等の職員のほかに新型コロナウイルス感染症患者に頻りに接する薬局の薬剤師、訪問看護ステーション職員、消防の救急隊員、海上保安庁職員、自衛隊職員、保健所職員等となっております。

○12番（加藤信康君） ありがとうございます。病院といっても、中の清掃のおばちゃんもいますし、「おばちゃん」という言い方は失礼ですね、清掃員の方もおられるし、給食を作っている方もおられる。いろんな方がおられますので、そういう方々も全て対象ということで理解したいと思います。

また、先般も言いましたけれども、救急隊、消防隊の皆さんも日々その罹患の危険性を負いながら頑張っておられる。医療関係者に入っているということで、確認をいたしました。

すみません、その医療従事者の進捗状況はどの程度なのか分かりますか。

○健康づくり推進課参事（大野高之君） お答えいたします。

医療従事者の優先接種では、別府市内で8,091人の医療従事者が接種を希望しており、3月15日時点で710回分のワクチンが届いております。

今後のワクチンの配送スケジュールによると、希望される方の約9割が4月中に接種できる予定となっております。医療従事者の2回目接種が終わるのは5月の予定とされております。

○12番（加藤信康君） 先んじて行われます医療従事者のワクチン接種の状況で、多分この後の高齢者等の接種の予定も分かるのかなというふうに思っていますので、まずはそこに集中して目を向けていたいと思っております。

今回、いろんなスケジュールがある中で遅れてきました。先般、65歳以上の方も4月の末に接種券を発送するという状況に加えて、高齢者施設のほうを先にやるというお話も出てきました。少しずつスケジュールに変化があるのかなというふうに思っていますけれども、今の国のワクチンの供給状況が、確実にいけばそんなにだらだらとスケジュールが変わることはないのかなというふうに、あえて期待をしておきたいというふうに思います。事前の周知から接種までの流れ、それでワクチンに関する情報も報道でいろいろ出てきていますけれども、ぜひ市民の皆様にもしっかりと分かるように対応をしていただきたい。

デジタル化ということでインターネット、SNS、いろんな、発達はしているのですけれども、高齢化が進んでおります別府市、やはり目で見分ける、先般出していただきましたが、分かりやすい日本語 と言ったですかね でのワクチン接種の説明がありました。非常にいい取組だなというふうに思いますけれども、高齢者の方も常にインターネットを見ているわけではありませんので、やはり目で見、耳で聞く、そういう広報をお願いしたい。

それから、別府市では医師会との協議を、お話の中で70施設、7割ですかね、70施設がワクチン接種対応可能というお話がありました。接種場所とか、通常の一般診療とのすみ分け、それから待機場所が必要だということで、なかなか手を挙げられないクリニックの先生もおられるのかなというふうに思いますけれども、逆に、では場所が、そういう待機場所も含めた接種場所を提供できれば御加勢いただけるのかな、そうすれば集団接種、または他の方法でのお手伝いいただけるのかなということも考えられますので、ぜひ検討いただけたらなというふうに思います。

先般報道があったのですけれども、例えば接種場所に路線バスを改造したもの、それから待機場所に観光バスを移動する。今、バスは余っていますから、そういう利用の仕方もあるのかなというふうに思います。

また、副反応のことが、非常に僕も心配だったのですけれども、大きい病院であれば、その病院での対応ができるというふうに思いますけれども、例えば集団接種がもし始まったとすれば、そこに救急車を待機させておくのだとか、場合によってはその場所が、数が多ければ一般のタクシーを利用していただく、そういうことも考えられるかなというふうに思います。

いずれにせよ、これからしっかりと検討していただけたらなというふうに思います。ワクチンの接種につきましては、これで終わります。ありがとうございます。

コロナ特措法についてです。新型コロナウイルス感染症の流行を早期に収束させるために、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律、「コロナ特措法」と呼んでおるみたいですが、同じくして感染法の一部改正も行われて施行されました。昨日、東京都で営業時間短縮を拒否しておった料飲店27店舗が、この法律に基づいた時短営業命令を出された。初めてこの法律が使われたという記事が出ておりました。今日出ておったのですかね。まず、この特措法についてどういうものか教えてください。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えをします。

令和3年2月3日に公布されました新型インフルエンザ等特別措置法等の一部を改正する法律の概要につきましては、国等が新型コロナウイルス感染症に関わる対策を推進するために、1点として、緊急事態宣言等のウイルスの蔓延期を防止する措置による事業者や医療機関への影響を緩和するための支援、2点目といたしまして、緊急事態宣言中に開設できる臨時の医療施設をより柔軟に開設できる規定、3点目といたしまして、蔓延防止等重点措置を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定しております。4点目といたしまして、差別の防止に関わる国及び地方公共団体の責務規定等を設けるとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、国等が所要の措置を行うことができるようにしたなどが、主な改正内容となります。

○12番（加藤信康君） ありがとうございます。なかなか難しい法律だなというふうに思っていますけれども、要は緊急事態宣言の中でのこと、そして併せて蔓延した都市、また地域があれば、その場合に都道府県知事が主体となって命令を出すというふうになっているみたいです。

過料規定というのは賛否両論いろいろあったみたいですが、法律ができた以上はしっかりこれも頭に入れた上で市としても進めていかなければならないのかなというふうに思っています。コロナ特措法につきましては、それで分かりました。

第3波ですね、今回、今、進んでいますけれども、別府市としての感染予防対策の取組についてなのですけれども、現在緊急事態宣言が首都圏で出されて、そして報道ではもう今度、日曜日で解除されるというふうになりました。別府市でその第3波が11月中旬から発生した現状の感染状況、そして市民の感染予防対策についてどういう取組なのかを、ちょっと説明をお願いいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えします。

別府市の新型コロナウイルス感染症第3波といたしましては、昨年11月6日に感染者が発生して以来、本年3月15日まで211人の感染者が確認されましたが、現在、市内では2月28日以来昨日まで感染者が発生しておらず、県内・市内ともに落ち着いている状況でございます。

感染予防対策の周知につきましては、毎週金曜日に1週間の感染状況等、市民及び観光客の皆様への、本部長である市長からのメッセージを市のホームページに掲載し、その都度発生状況に応じた感染予防対策の周知を行っております。例といたしまして、先週金曜日には、県内・市内での感染は落ち着いているものの、今気持ちを緩めると再拡大する可能性があるため、マスクを外したときは会話をしないなど、具体的な感染予防対策の徹底と、人権を守る行動などをお願いしてきたところでございます。

○12番（加藤信康君） この1年間、別府市が市長を筆頭に市民や事業者に対する緊急支援、感染拡大を抑えるための予防対策事業を速やかに実施しておられるということは、大変評価をいたしたいというふうに思います。また、毎週金曜日に市のホームページ、LINEで1週間の発生状況と併せて長野市長から市民、そして観光客に対してお願い事項等を発信している。積極的に感染予防対策に取り組んでおられるということは、とても大事なことだというふうに思っています。

首都圏が緊急事態宣言が解除されるといっても、発生状況が下げ止まり状態、それから前の週に比べて増えている。そういうところもありますし、リバウンドが懸念される状況というのが聞かれています。併せて全国各地で感染率の高い変異株が報告されておりますし、この変異株、果たしてワクチン、今のワクチンが効くのか効かぬのかも含めて非常に心配をしております。県内でも、そしてまたこれから、もし観光客が増えて市外の方々が

別府市に來られた中で再び、また三たびこの感染が拡大をしてもおかしくないという状況にあらうかというふうに思います。この法律が改正されて、先ほどお答えになっていただいたように、感染症にかかる対策が強化をされたわけですが、大分県でこの法律が実際に使われることがない、そのことを祈ってやまないわけであります。

この法律によります感染症対策は、先ほど言いました都道府県、国が決定し、県、保健所等が主体に行うのかなというふうに考えていますけれども、別府市としても、この変異株も含めて感染が蔓延したときを想定した順、例えば自宅療養者が発生したときの対応、それから医療機関の支援、それから時短営業、時短するその対応、国、県も含めてぜひ関係機関と連携をして、これまで以上に積極的に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。特に非常時というのは、非常に職員の業務が大変になってきます。幸いにして別府市職員がこの間、感染をしていない、感染者が出ておりません。ぜひ対応される職員も、健康に十分留意をされて取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

コロナ特措法につきましては終わります。早いですね、もう15分たっていますね。30分で終われるかどうかですけれども、最後、市内産婦人科の現状と課題についてお聞きします。

新聞報道にも出て、ちょっと気になりました。ここ数年の間に別府市内の産婦人科、特に産科ですね、閉院をして数が減っています。子ども、赤ちゃんが生まれる数が減っているというのが、その原因だとは思うのですけれども、現状の別府市、そして大分県、全国的な出生数の推移について、まずお伺いをいたしたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

まず出生数についてですが、別府市では、平成29年は788人、平成30年は787人、令和元年は697人。次に大分県では、平成29年は8,658人、平成30年は8,200人、令和元年は7,624人。全国では、平成29年は94万6,065人、平成30年は91万8,400人、令和元年は86万5,239人と、いずれも年々減少しております。

次に、人口1,000人当たりの出生の数である出生率においては、別府市では、平成29年は6.8、平成30年は6.9、令和元年は6.1。大分県では、平成29年は7.6、平成30年は7.2、令和元年は6.8。全国では、平成29年は7.6、平成30年は7.4、令和元年は7.0と、出生率についても年々減少しており、またこれは大分県、全国と比較して別府市は低くなっております。

次に、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計して算出し、1人の女性が一生に産む子どもの数を表す合計特殊出生率については、別府市では、平成29年は1.40、平成30年は1.31、令和元年は1.30。大分県では、平成29年は1.62、平成30年は1.59、令和元年は1.53。全国では、平成29年は1.43、平成30年は1.42、令和元年は1.36と、合計特殊出生率においても、いずれも年々減少しており、これも大分県や全国と比較して別府市は低くなっております。

○12番（加藤信康君） ほかの自治体に比べて、また国・県の平均に比べても子どもの生まれる数が少ない。なぜですかねという話ですけれども、まずまちが高齢化をしまうなというふうに思っています。若い人の働く場所が少ないのか、特に収入が少ない。他の自治体に比べて別府市、市民全体の収入が少ない。いろいろ理由があると思うのですけれども、このまま放置すれば、特に人口が減るスピードが速くなるのではないかなというふうに感じます。人口減のスピードが速いわけですから、これを抑えようとするのであれば、ほかからの移住者を受け入れていくしかない。そういう意味では市長がこの間、総合戦略の中で「儲かる別府」をつくっていくという、この施策というのは時を得ているというのですか、当然頑張っていかなければならない。土台づくりですから、ぜひこれは頑張っていたいただきたいと思うのですけれども、市内の産婦人科、産科ですね、減っている。では、

現状幾つあるのか。近隣の産婦人科の数も含めてお伺いをしたいと思います。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

別府市内に、現在産科及び婦人科の診療を行う医療機関は5医療機関あります。そのうち分娩可能な医療機関は2医療機関となっております。別府市を含めた東部圏域には9医療機関あり、そのうち分娩可能な医療機関は4医療機関となっております。大分市内には22医療機関あり、そのうち分娩可能な医療機関は12医療機関となっております。

○12番（加藤信康君） お話をする中で、既に東部でいいますと国東市、そして日出町には産科がありません。赤ちゃんを産むためには、杵築市に行くか別府市、東部地域で言えばですね、別府市に来るしかない。

先ほど別府市の出生数の報告がありましたけれども、別府に住んでいる方が別府で産んでいるのかというのは、非常に不明なところもありますけれども、そういう中で分娩できる場所は2か所しかないということになります。たったの2か所ですから、ドクターの数もそうですけれども、そこでお手伝いをする助産師の方々の働く場所もないというふうに、減っているということになります。特に産科が減少しているわけですが、これは別府市だけの状況ではないみたいですね、全国的な傾向ということなのですから、では、こういう状況に至る背景というのをどのように考えておられるのかをお聞かせください。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

厚生労働省による医療施設調査によると、令和元年10月1日現在における全国の産婦人科や産科のある一般病院の数は、29年連続での減少とのございます。この減少の要因として上げられるのは、出生数の減少や産婦人科診療に関わる人材の不足とともに、それに伴う医療の高齢化、また分娩を取り扱う産科医は、ほかの診療科に比べ長時間労働の傾向で、勤務時間が不規則であること、また出産年齢の上昇によるハイリスクの妊婦も増加し、診療負担が増加している。また、ほかの診療科目に比べ訴訟リスクが高いなどが推察されます。

○12番（加藤信康君） 議長の発言が大きいので、私もつい声が大きくなりました。

全国的に周産期医療に関わるドクター、医師が不足をしてきているということです。行政が新たに公立病院をつくるか、産科医院をつくるというのは非常に難しいですから、結局その周産期医療、民間の医院も含めてどのような形で担っていくのか。その仕組みづくりが必要となります。

今言われたように、産科は24時間体制365日。時を選ばず予測不能な母体、そして胎児の急変が日常的に起こるわけですから、勤務状況が非常に今は厳しい。医師から敬遠される傾向があるみたいです。

厚生労働省だと思いますが、科学研究班の調査ですと、全国の大学卒業後、15年目以下の若手産婦人科勤務医師を対象にした調査がありました。産科診療をしたくないと感じている医師は27%にも上る。産科診療をしたくないと答えた医師に理由を聞くと、68%が「当直、不規則な診療時間など診察業務の負担が多い」、48%が「医療訴訟が多い」、ということだそうです。それだけハイリスクな診療が行われているということです。

加えて、産婦人科のドクターを目指す方々ですね、女性の比率が特に高いみたいです。女性医師の比率がやっぱり22%ぐらい、ほかのドクターに比べて非常に高い。そうしますと、いろいろ事例があるので、結局自分が結婚して子どもを産んだ後、休業したり廃業したりする、そういう先生方の傾向が見られるということです。それだけ厳しい職場だということ、だからこそ、ただ単に生まれる子どもが少なくなっているからという理由だけではないということですね。

大分県の産科における医療確保に関する方針及び施策というのがあります。全県を1圏域とする。周産期医療体制を、全県を1圏域として組むというふうになっています。県下

の産科を有する医療機関や助産所から配送されるハイリスク妊産婦・新生児の医療を行っている、そういうふうになっています。そして、分娩可能な医療機関が減少傾向にあることや、産科の多い大分ですね、中部、そして北部、別府、中津のほうだと思えるのですが、周産期母子医療センターを配置してハイリスク症例を受け入れる、そういうことにしております。産科医については、全県的に増加を目指す方針で、地域ごとには計画は立てていないということになっています。すなわち産科のない地域、いない地域は、少ない地域に確保するという計画ではなくて、全県で増えればいいのだ、そういう考え方なのですね。要は開業したりするには、そのドクターに任されている。

別府市では、先ほど言いましたように2施設です。別府の亀川医療センターともう1軒、あおい産婦人科、亀川の医療センターが、東部地域の周産期母子医療センターというふうになっていますから、東部ですから、すなわち国東から別府までのハイリスク妊産婦、そして新生児の受入れができるというふうになっています。

そういう状況の中で、各地域ごとの産科を増やすという計画が、実は大分県にはないのですね。産婦人科が減少している、産科が特に減少している状況は、将来を見たときに産む前、そして産むとき、そして産んだ後の環境を整えて、そして安心した出産、子育て、子どもを育む環境を考えると、非常に産科が少なくなるというのは大きな課題というふうに考えています。これから先の重要な課題と解決すべき問題として、別府市としても検討してほしいと思いますけれども、その点についてどのように考えておられるか、お聞かせください。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

病院の減少により妊婦にとって望むような環境での出産が難しくなる現状は、大きな問題であり、別府市民が安心して妊娠・出産できる環境を整えることは重要であると考えております。現に別府市内において昨年、一昨年と2年間で2つの産婦人科医院が閉院しており、婦人科診療の機会の確保のため、別府市保健センター内の別府市医師会地域保健センターにおいて、昨年11月より週2回、別府市医師会により婦人科の診療を行うなどの取組をしておりますが、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて、全国の事例も含めて別府市医師会とも連携しながら、また大分県などにも機会を通じ現状や課題解決について今後も情報共有を図ってまいりたいと思っております。

○12番（加藤信康君） 市長、別府市総合計画、そして別府市総合戦略の中で基本目標の政策の3の子育て・教育の中で、「人を大切にし、別府で子どもを産み、育て、生きる」という基本目標を掲げられています。この計画を読みますと、周産期医療全般の環境づくり、体制整備というのは感じられるのですが、この場所の、産む場所について、その確保についてというのは、施策として見ることはできません。これは県の方針なのだろうと思うのですが、市としてそこには一言もその方針が見えない。お母さんにとって、家族にとっても、子どもを産むというのは一大行事でありますし、行政にとってはまちの活性化というのですかね、若い子どもさんが多くいるまちというのは非常に活力があるというふうに思っていますから、その産む場所を確保するというのは非常に大事な施策ではないかなというふうに思っています。

現状を課長と話しする中で、別府で七百人の方が生まれているのだけれども、では、別府に住んでいる方が産んでいるのか、それとも別府に里帰りして産んでいるのか。別府の方がどこで産んでいるのかとかいう、そういう情報・データというのは分からないのです。これもこれから先のその施策を考える上でこのままでいいのかなというふうには感じました。産科の減少を県だけにその施策を任せるのではなくて、別府市独自でもそろそろ考えていく時期に来ているのではないかな。

いろいろこの質問をするに当たって調べてみましたけれども、やっぱり都道府県レベル

の施策が多いです。ただ実際規模が違うのですけれども、横浜市は分娩可能な施設に対する支援という、そういう条例も含めてありました。すなわち先ほど言いました周産期母子医療センターみたいな公的なところに支援するのではなく、個別の分娩可能な産科、助産所、こういうところに支援をしていく。実際規模が違うので果たして別府が合うかどうか分かりませんが、いずれ別府市に分娩、子どもを産む場所がなくなるということは、僕はないと思います。むしろ産科が増えたよという明るい、そういうときが来てほしいというふうに思っています。

今回は、この質問を考えたときに、すぐ答え出ないなというのはもうはっきり分かっています。このコロナ禍の中ですから、あせい、こうせいというわけではないのですけれども、ただ問題点としてやっぱり今後の施策を考えるに当たって現状をしっかりと把握して、そして先に手を打っていただきたい。行政が動けば少しは動くかなという気がいたしますので、ぜひそのことを頭に入れた上で今後の周産期医療の体制づくり、特に別府の体制づくりを考えていただきたいなというふうに思います。

35分近くになりました。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○13番（荒金卓雄君） 一般質問4日目、最後の質問者となりました。

初めに、議長に許可をお願いします。質問項目の中のワクチン接種の事業計画、これと、機構改革の中の市長公室の改編、これはもう割愛をいたします。その上で大項目4番の市民生活の安心・安全の強化についてを機構改革の前に上げたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（松川章三君） はい、結構です。

○13番（荒金卓雄君） はい。では初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

ちょうど1年経過してということで、昨年の3月議会、コロナの緊急対応で慌ただしい中、最終日にも早速緊急の対策の補正予算が上がりましたし、また4月には第1回の臨時会を急遽開きまして、緊急対策予算10億2,850万円という上程がありました。その中の緊急雇用500人6億円という部分に関して、1年たちますので、この緊急雇用の実績、総人数、総人件費、これはどうでしたか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えいたします。

本年度実施しております緊急雇用につきましては、最大500人を11か月間雇用することを想定し、事業当初6億円を予算化した事業となっております。在職者数は、昨年6月末の242人をピークに、本年1月末時点で183人、3月1日時点で181人となっております。実際に雇用した実人員は321人、総人件費は、報酬のほか手当、共済費などで合計2億1,600万円程度になると予測しております。

なお、財源は、当初一般財源で予算化しておりましたが、全額国の臨時交付金で賄える見込みとなっております。

○13番（荒金卓雄君） これ、発表があつていろいろ、500人も雇ってどう市役所内部の職場に配置するのか、こういうような先輩OBからちょっと戸惑った御意見を伺ったり、また私の同世代の人からは、やはり、これ、どうやって申し込んだらいいのというような問合せがあつたのも率直なところです。

私は何よりも、まず市長が迅速に、また、かつ前例にとらわれないこういう思い切った緊急対策を出したということは、非常に評価しております。また、財源も当初は国が出すかどうか分からなかったわけですから、これを緊急財政基金に全額10億取り崩して充てたと。このことは、私はよかったなと思っております。

では、もう少しその321人の内訳を、どういう職場から雇用の申込み、応募があつたのか、業種別、また応募理由別、年代別、さらに性別、この内訳はどうでしょうか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えします。

雇用した方 321 人の内訳になりますけれども、業種別では宿泊関連が 203 人で 63.2% と半分以上を占めております。次に飲食業が 26 人で 8.1%、観光関連と販売業がそれぞれ 14 人で 4.4% ずつ、運輸業が 11 人で 3.4% などとなっております。

応募の理由別でみますと、休業が 198 人で 60.7% というので最も多くなっています。その次に世帯収入減が 84 人、解雇 37 人、内定取消し 2 人ということになっております。

それから、年代別でございますけれども、10 代が 4 人、20 代が 36 人、30 代が 42 人、40 代が 81 人、50 代 64 人、60 代 59 人、70 歳以上 35 人となっております。働き盛り世代が多い一方、60 歳以上も全体の 30% 近くを占めるということになっております。

性別では、男性 43%、女性 57% となっております。

○13 番（荒金卓雄君） 今業種別で上位から見ますと、宿泊、飲食業、観光関連、この割合を全部合計すると 75%、4 分の 3 はやはり別府のメイン業種の皆さんが影響を受けて応募してきたと。

また、応募理由のうちいわゆる休業、解雇ではないけれども、お客さんが来なくなったので営業は休んで、その代わりに自分の収入、何とか得てくださいというような休業が 61%。世帯収入の減、これも解雇ではありません。勤務もあるのでしょうかけれども、勤務日数・時間等が減少、これは 26%、合わせて 88% がこういう理由で来ている。解雇も 11.5%、また内定取消し、これも 0.6%、2 名いらっしゃるということは、やっぱりそういうスタートの段階の皆さんにも影響が大きかったのだなというふうに思います。

では、次に雇用期間、実際臨時雇用になって何か月間ぐらい働いて次の段階に行ったのかという、その人数内訳はどうでしょうか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えします。

雇用期間の長さ別で見ますと、5 か月間の 205 人、63.9% が最も多くなっております。続きまして 6 か月間が 59 人、7 か月が 22 人、8 か月 18 人などとなっております。4 か月以下の方は 3 人とどまっております。

○13 番（荒金卓雄君） 最大 11 か月が可能ではあったわけですがけれども、今言いました 5 か月で切れたというか、次のところに行く、また 6 か月で次の労働に就いたというのは、割合で言いますと、合わせて 82.3%。ですから、とにかく応急の収入減、これを何とかしたいということで別府のこの 500 人の緊急雇用に使われた、これはもう間違いないと思います。それが 10 か月とか 11 か月まで続かずに、ではどうして 5 か月で離れていったのか、6 か月で離れていったのか。これはもう様々な理由があるかと思いますが、元の職場の業績が上がったからまた戻ってきてくれといったのは、なかなかないのではないかと。むしろ会計年度雇用ですから、なかなか従来の収入に比べたらやっぱり少なくなっている。これではなかなか子どもがおって、家計を守るためにはもうちょっと次の収入の高いところを探していかなければならない、こういうような事情もあったのではないかと思います。

総括として、コロナ対策のこの緊急雇用事業の成果を別府市としてはどう分析、考えていますか。

○職員課長（新貝 仁君） お答えします。

別府市は、観光が主力化産業のまちでございます。宿泊や観光業だけでなく飲食や販売、運輸、それから清掃など多くの業種が観光関連産業となっている構造があると認識しております。

昨年 4 月の緊急事態宣言が発令された当時におきましては、別府の産業全体に計り知れない深刻な影響を及ぼすのではないかと予想されまして、市民にも非常に大きな不安があったというふうに記憶しております。こういった状況の中で、たとえ休業を余儀なくされても、解雇を避けて別府の人的資源を守ることができるよう、それから、また一人一

人の市民の心理的不安を和らげて前向きに乗り越えていけるよう、本業と兼業できる最大限の柔軟な雇用形態を特別に設定した上で、500人という大規模な緊急雇用を事業化したところでございます。

緊急事態宣言中は、実際に過去に例のない観光客の減少があり、深刻な影響を受けたところなのですけれども、国のGo To 事業を始めまして、県や別府市独自の様々な対策もあり、緊急雇用の雇用者数は6月以降減少しまして、実人員でも321人とどまりました。この間はできるだけ解雇を避けて、回避して、別府の人材を守ること、市民の雇用不安を緩和するというようなことについては大きな効果があったのではないかとというふうに考えているところでございます。

○13番（荒金卓雄君）では令和3年度、新年度のこのコロナ対策としての緊急雇用事業はどのように組んでいますか。

○職員課長（新貝 仁君）お答えします。

新型コロナウイルスの影響が長期化しておりますけれども、本年度実施したような大規模かつ柔軟な緊急雇用を実施し続けることは難しいと考えております。ただし、現在緊急雇用の方に従事していただいております施設の消毒などの業務は、感染症対策として今後も必要でありますことから、令和3年度は感染症対策業務の従事員として4月から半年間100人の雇用を想定して予算化させていただきました。

その採用の状況なのですけれども、100人の募集に対しまして125人の応募がございました。日数の少ない12日勤務を希望の方が多かったことから、配置の調整のため113人に採用を通知したというところでございます。

○13番（荒金卓雄君）まだコロナの影響、長期化します。状況を見ながらしっかり市のほうがこういう形で支えているというのを市民の皆さんに知っていただいてもらいたいと思います。

では、同じくコロナ感染症対策についてで、鍼灸マッサージ施術所への支援ということに関して伺います。

これはもう、私の知っているお店を経営している方からの声がありました。早速市の家賃半額補助、こういうものを御説明もして申請、また利用をされたり、また持続化給付金、こういうのも申請をして何とか支えているというところなんです。ところが、鍼灸マッサージはもろにお客様の身体を当たります。それも手袋もしますし、マスクもします。換気もしっかりするのですが、緊急事態宣言発令以降、やっぱり外出自粛というムードの中でなかなか、お客さんが入ってきた、またこういう接触という業務の性質上厳しくなっていると。もうこのままでは店を閉めるかもしれないというようなお話も今年になって伺ったところなのですけれども、何か市としての支援ができないかということで、今、施術所を利用した場合にはり・きゅう・マッサージ券ということで1,100円の助成を出して利用促進、お店にとってはお客様を少しでも来やすくするというのになろうかと思うのですけれども、その金額を例えば100円でも引き上げる、こういうようなことはできませんか。

○保険年金課長（牛島照美君）お答えいたします。

別府市では、国民健康保険の被保険者がはり・きゅう・マッサージの施術のため指定施設を利用した場合、先ほど議員がおっしゃいました1回当たり1,100円のマッサージ券を交付する形で助成しております。指定施設は、マッサージ券を利用件数に応じて施術料金を市に請求しますが、今年度の請求状況を前年度と比較してみますと、4月、5月、12月はかなり請求件数が減少していますが、6月から11月にかけてはあまり影響が見られず、年間を通しての請求件数では大きくは減少していないという状況です。

また、マッサージ券を利用できるのは、事前に市の指定を受けた施設のみであるため、助成額の引上げにより支援を行おうとすると、施術所間で不公平が生じてしまいます。さ

らに別府市の1回当たりの助成額が県内で最も高いことから、助成額の引上げは難しいと
考えております。

○13番(荒金卓雄君) ではもう1点、現行では訪問での施術、これにはこのマッサージ券
が使用できないというふうになっておりますけれども、これを助成の対象にするというこ
とはできませんか。

○保険年金課長(牛島照美君) お答えいたします。

はり・きゅう・マッサージ施設を利用した場合の助成については、別府市国民健康保険
条例第7条の規定に基づき、別府市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施設利用規則
に定められております。規則において、「利用施設として指定された施設は、市から交付
された施術所標示板を常時施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない」とされ
ており、また、「被保険者は、指定施設に赴いて施術を受けるものとする」とされている
ことから、訪問マッサージの利用に対する助成は想定しておりません。この制度は、被保
険者の健康保持増進を目的とするものであり、施術所の利用促進を直接の目的とはしてい
ないため、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した施術所の支援にはな
じまないものと考えております。

○13番(荒金卓雄君) 今、課長がおっしゃった、「この制度は、被保険者の健康保持増進
を目的とする」ということですが、その健康保持増進を担っているのが、この施術所なの
ですよ。今登録されている施術所が75件、それぞれの本当、小規模のところであります。
このお店が、長期化する中で万が一閉店が続くというようなことになりますと、今、課長
がおっしゃった、本当、被保険者の健康保持増進の目的そのものが果たせなくなる、そ
ういう心配が私は出てくるのではないかというふうに思います。何とか店舗存続のための支
援策を考えていただきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

次に、市民生活の安心・安全の強化についてということで、未LED灯、水銀灯ですと
かナトリウム灯のLED化を推進してもらいたいということなのですね。

これは、照明の2020年問題というのがここ数年言われていることで、私も勉強する中
で知ってきたのですけれども、水銀汚染防止、これの国際条約が、また日本の法律が制定
されました。特に水銀灯は、2020年以降製造また輸出入、これが禁止されました。今後
は次世代型照明の導入の促進が図られてLED照明への移行、取替えですね、交換が待っ
たなしの状況とっております。

まずは道路河川課が管理する別府市道の街灯で水銀灯、ナトリウム灯は、現在何基あり
ますか。

○道路河川課長(山田栄治君) お答えいたします。

市道の街灯についてですが、水銀灯については470基、ナトリウム灯につきましては
1,043基でございます。

○13番(荒金卓雄君) その街灯の、LED化の状況はどうでしょうか。

○道路河川課長(山田栄治君) お答えいたします。

LED化の状況についてですが、生活道路に設置しておりました蛍光灯型の市街灯約
5,400基につきましては、平成23年度から26年度までの4年間で全てLED化を行って
おります。そのほか富士見通りの道路照明について令和元年度からLED化に着手しまし
て、今年度までに38灯分の22灯のLED化を行いました。また、これらのほかにつきま
しても、順次LED化を進めております。

○13番(荒金卓雄君) では、蛍光灯や水銀灯からLEDに交換、LED化した場合、コス
トの削減効率はどのくらいありますか。

○道路河川課長(山田栄治君) お答えいたします。

まず、蛍光灯タイプの市街灯、これとLED灯を比べた場合ですと、消費電力量で約

65%減、電灯料金で約49%減となります。寿命については、約7倍となります。

また、先ほど言いました富士見通りにあります水銀灯の場合ですと、消費電力量で約83%減、電灯料金で約78%減、寿命は約5倍となります。

○13番（荒金卓雄君） そういったコスト面でもLED化を進めていくメリットは非常に大きいと思います。水銀灯については、もう既に製造、輸出入が禁止されているわけですから、今後の別府市のLED化の方針についてはどのように考えていますか。

○道路河川課長（山田栄治君） お答えいたします。

今後におきましても、富士見通りなどの幹線道路のLED化を引き続き進め、その他の街灯につきましても、路線を決め順次LED化を行ってまいりたいと考えています。

○13番（荒金卓雄君） では、引き続き別府市の公園を管理しております公園緑地課にお聞きします。公園照明についての水銀灯などのLED化についてはどのようになっていますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

別府市内の公園緑地課が管理しています公園照明の総数は437本ございます。照明の内訳といたしまして、水銀灯318本、LED灯が35本、その他84本となっております。

今年度から来年度にかけての2か年で7公園26本をLED化に整備する予定となっております。今後ともLED化への整備を進めていきたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） 大分市も道路照明のLED化を10年計画ぐらいで、「ESCO事業」という呼び方をしていますけれども、進めたりしております。また、別府市も省エネの推進、また水銀汚染防止、その両面から着実に進めていっていただきたい。

LEDは、今さっきのコストのメリットもありましたが、要はスイッチを押してつくまでに水銀灯は非常に時間を要します。また、今度一回切った後にすぐまたつけようとする、熱が冷めるまでにちょっとかかったりして効率がよくない。その点LEDは、もうスイッチ一つでオン・オフできます。また、発熱量もLEDは少ないということで、大きく地球の温暖化防止等にもなる。また、紫外線や赤外線の放出も非常に少ないということで、通常電気には虫が呼び寄せられてきますけれども、LEDのほうは紫外線がほとんどないので虫も出てこない。こういういろんなメリットがありますので、ぜひ着実に進めていっていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。献血への協力要請、協力支援ということで、これもやはり昨年4月の緊急事態宣言の発令前から全国的に献血が足りない状況というのが発生しました。これはもう外出自粛要請ということもあって、献血は献血センターに行ったり、また大きな市役所もそうですが、ゆめタウン前ですとか駅前とか、そういう日程を組んでやっているところにバスが来て行くところではできるのですが、そういうのも外出自粛。また、これまでそういうバスを受け入れていた大学、こういうところも休校が入りまして行えないと。また、ある程度の人数を持った職場も、今度はテレワークの推進という面で職場の移動時期に多数の人数がいないというようなことで、献血の場の減少ということが言われております。日本全体で1日に約3,000名の輸血が行われていると。そのためには約1万3,000名の献血を確保していく必要があるということで、これがもう激減しております。

まず、別府市役所で令和元年度、2年度に行ったこの献血の実績、これを教えてください。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

別府市では、大分県赤十字血液センターからの依頼を受け、別府市役所北側駐車場に献血バスを配置し献血を実施しております。

令和元年度は、6月、9月、12月の計3回実施をし、合計292名の方に協力をいただきました。令和2年度は、6月、9月、12月の計3回実施をし、現在まで合計224名の方に協力をいただいております。

なお、3月の24日に4回目を別府市役所北側駐車場にて開催の予定としております。

- 13番（荒金卓雄君） 令和元年度が292人、3回行って。1年後の去年ですね、令和2年は同じく3回行っていますが、224名、68名の減少。これが一概にコロナの影響ということとは言えないとは思いますが、逆になかなか増えないということが全国的な問題なのです。

これは、私も実は献血、定期的にやっているのです。それがなぜ続けられるかということ、人体の血液の量が大体どのくらいあるかということ、男性で約4リッター、通常大体400ミリ献血しますから、10分の1です。これは医学的には人体から通常12%から15%の血液が、万が一の事故で失血したとしても、医学的には問題ない、それくらいの量なのです。4,000ミリ、4リットルのうちの400ミリ、10%、それほど。これは実は水分をすぐ取ると、血液の量はすぐ戻る、早期に戻る。成分は何日かかけてじわじわと戻ってきます。だから、通常の男性・女性、条件があります。50キロの体重が要るとか、また血圧ですとか、こういうのもありますが、通常の健康な男性・女性であればまず可能です。年齢的にも69歳までできるのです。（「70歳はどうか」と呼ぶ者あり）70はちょっと外されているのですが、69歳までできるといっても、これは60歳から64歳まで献血の実績があって、その方なら69歳までできるといふことなのですね。だから言いたいのは、若い時代からぜひ抵抗なくやってもらいたい。これは日本の日赤が10年前の2010年から2019年までの10年間で、10代から30代の献血人数が35%減少している。これはもちろん少子化という面もあるでしょう。だけれども、275万人の10代から30代の献血人数が180万人に10年間で減少している。これは恐らく献血に対する知識といいますか、啓蒙、この辺が不十分ではないか。

課長とやり取りで、市役所でやるときには1週間ぐらい前から庁内に案内してポスター貼って、当日にはもうこの日赤の職員の方が1階、2階、3階、4階上がって「献血をやっていますよ。御協力ください」という呼びかけをしているそうです。だけれども、これまで例えば40年間の人生で献血を一回もやっていない人が、その呼びかけ一つで、では行きましょうとはなかなか……。だから、若い時期にそういうのをさせていただきたいというふうに思いますが、その辺の献血のメリットを挙げての意識を高める啓発等、この辺に関してはどう考えていますか。

- 健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、全国の数値で2010年、また2019年を比較したときに約180万人、10年間で約35%献血者が減少しております。特にこれは先ほど減少の原因のある10代から30代の献血者の推移でございますけれども、その中で若い人が献血に協力を得られるように献血のイメージキャラクターに20歳前後の著名人を起用しCMを放映するなど様々なPRを行っていますが、血液の安定供給に支障を来さないためにも、今まで以上に若い世代の献血への理解と協力を求めることができるよう、啓発方法について、現在行っている成人式などでのパンフレット配布など、これまでの取組のほかにもSNS等での情報発信など、新たな取組を実施団体とも協力し、周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

- 13番（荒金卓雄君） 血液検査の、献血ではありますが、血液検査を同時にしてくれるのです。後日、後日といっても1週間ちょっとぐらいでこういうのはがきで血液検査の項目、全部で13項目の数値が過去何回分かと一緒に出てくるのです。これはインターネットでも見られる。だから本人のいわゆる健康管理、この数値が上がってきた、下がってきた、こういうようなことに直結、見られますので、そういう部分。これ、普通、病院でこれだけの血液検査をやるうと思えば、保険には通常なりませんから、あまりインターネットで調べてもはっきりは出ませんが、恐らく五、六千円から1万近くかかるのではないかと、それを無料で年、3か月か4か月間隔を置かないといけませんから、3回、4回できるとい

うことは、私は大きなメリットではないかなと思います。

最後に、実は今回進んでいますコロナウイルスワクチンの接種、これがこの献血の障がいになっているという話があります。通常、インフルエンザ予防接種なんかをしますと、24時間のうち献血を控えてくださいと、またおたふく風邪とか、そういう予防接種になると2週間ぐらい献血は控えてくださいというようなのです。同じようにこの新型コロナウイルスのワクチンの接種が今後進んでいくと、受けた方はある期間、一定の期間献血をちょっと控えてくださいというようなことが出てくる。それが今のこの献血が激減しているというのに、さらに拍車をかけて厳しい状態にあるということですが、この辺の現状での注意すること、そこはどうなっていますか。

○健康づくり推進課長（樋田英彦君） お答えします。

大分県赤十字血液センターに確認しましたところ、新型コロナウイルスを接種された方の献血の受入れ基準につきましては、現在国において検討中であるということから、基準が示されるまでの間は、献血は御遠慮いただくこととし、基準が決定しましたらホームページ等でお知らせをする予定とのことをごさしました。

現在でも献血をするに当たって各ワクチンの接種に伴う採血制限も設けられている状況であり、厚生労働省が4月か5月には新型コロナウイルスワクチンの接種後の献血の基準を示したいとの情報も聞いておりますので、基準が示され次第周知・啓発に協力して取り組んでいきたいと考えております。

○13番（荒金卓雄君） 市報の3月号にも出ております。さっき課長もおっしゃいました。3月の24日、別府市役所で献血があります。普通、定期的にやっている方はもちろん、初めてという方も、少し安心感を持ってもらえたらというふうに思います。

以上で、この項を終了します。

次に、今度の4月からの新年度の機構改革についてお伺いします。

本来は、ちょうど1年前の令和2年4月に実施予定でしたが、コロナの件で1年延びました。改めてこの機構改革の概要と目的、これを教えてください。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

令和2年4月に実施予定でありました機構改革につきましては、大きく2つのことに注意して組織編成を行いました。

1つは、職員数が減少していく中、職員の集中・集約化を図るとともに、コンパクトでよりスピード感、機動性があり、意思決定や意思統一が図りやすい職場環境づくりができる組織づくりを目指しました。

2つ目は、今の社会の変化によります住民ニーズと新たな行政課題に対応し得る組織体制の構築を図りました。

その結果、市長部局において現行10あります部を9部に、36の課を34課に再編しております。

○13番（荒金卓雄君） ちょっと質問を端折ります。その中で「いきいき健幸部」に集約ということで、これまでいきいき健幸部は健康づくり推進課というような面が主体でありましたが、保険年金課、介護、年金、スポーツ推進、こういうのがトータルでするようになりました。これは予防ですとか重症化防止、また健康推進と、こういう観点からの集約と思いますが、その方向性を教えてください。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

誰もが生涯を通じて健康で幸せに暮らせるまちの創造を目指す中で、健康寿命の延伸に対する取組が重要となります。医療から保健、福祉、さらにはスポーツまでを一貫して「いきいき健幸部」に集約することで介護予防や生活習慣病などの改善など、トータルに取り組みやすくなるよう組織を改編しております。

○13番（荒金卓雄君）「市民福祉部」に再編というのが、現状の福祉共生部、いわゆる福祉事業所の主なものプラス、今、別個でありました生活環境部、これが再編されて「市民福祉部」というのになります。これはいわゆる福祉のサービスを受ける対象の広がりといえますか、そういうのが背景にあるのではないかと思います、この再編の狙いを教えてください。

○総合政策課長（行部さと子君） お答えいたします。

「市民福祉部」は、7課で編成され、多くの市民の方々と関係の深い部署となります。市民生活に関わる部署の横連携を強化し、効率化を図ることで市民の皆様身近な窓口として複合的な相談に対応できる体制を整え、市民に親しまれる窓口サービスを目指せるように再編しております。

○13番（荒金卓雄君） 今回の再編で名前が変わったり、また機能はそのままある程度残るけれども、縮小して別のところに移ったりというので、従来耳慣れていた、なじんだ課名がなくなってきましたね。「道路河川課」。この間、私なんか道路の問題があれば道路河川課ですよという言い方をしていましたが、この課名がなくなる。また「建築指導課」という名称もない。また「自治振興課」、これはもったいないなと思うのですけれどもね。

それで私が言いたいのは、このいわゆる名称の変更・変化という機構改革というのは、やっぱり時代の変化、市民のニーズ、また新しい行政課題に対応するためにこれはもう避けられない。また、むしろ必須のものなのですね。

今回の、私、これを見ますと、9部34課ということですが、1個だけ私は……。滋賀県に野洲市というところがあるのです。人口は5万ちょっとぐらいで、別府の半分ぐらいなのですが、ここに「市民生活相談課」という名前の課がある、「市民生活相談課」。これは平成26年に、従来は「市民生活相談室」と位置づけていたものが、26年度に「市民生活相談課」というのに昇格するわけですね。これは生活困窮者等自立推進支援事業というのが全国的にも始まりましてまいるのですけれども、そういう中でこの野洲市というのは、平成28年に野洲市くらし支えあい条例、こういう条例を平成28年に制定しています。

その中で私がびっくりしたのは、「生活困窮者の発見」という条文があるのです。第23条「市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする」。通常、生活困窮に陥ると市役所に相談に行ったり、私なんかもそういうお声を聞いて一緒に市役所に行ったりしてという形で、御本人から申請してくれというか、相談に来るとというのが通常だと思っていたのですが、この条例は、生活困窮者等の発見に市は努める。これはもうちょっと具体的に言いますと、例えば市税の滞納なんかがありますでしょう。これは何らかの理由があるわけです。悪意で滞納ということもまれにはあるかもしれませんが、基本的には経済的に苦しくなって、通常納めるときに納められない。では、それでは市税だけの滞納の状態なのか、もしかしたら背景に、背景というか、もっと言うと水道代の払いももしかして厳しくなっているのではなからうか、家賃なんかは大丈夫かな、子どもさんのおれば学校の給食費はどうなのだろうか、こういう背景を膨らませて市のほうが、これはもちろん御本人の了解を得た上でですけれども、そういう生活困窮に陥るのではないかというきっかけの方を、「市民生活相談課」に相談に行きましょうよというふうにあウトリーチで訪問して、一緒に来ようと。そこで例えば高齢者の問題であれば高齢者福祉課、子どもの問題であれば教育委員会とかかもしれないし。そういうところにつないでいく。積極的なそういう生活支援を行っていかうということをやっています。

これは、今回の機構改革、様々な狙いがあるかと思いますが、さらにこの先、別府市の発想、また取組、これのヒントになるのではないかなというふうに思います。ちなみに、ここの部とか課の一覧表がホームページに出ているのですけれども、部長の名前、課長の名前、これも含めてホームページに出ているのですよ。これがいいか悪いかは、ま

た簡単には言えませんけれども、そのくらい、さっきありましたね、窓口に来やすい窓口、そういう距離感のない行政というものの一つの表れではないかなというふうに思いますので、ちょっとそれを紹介して、この項を終了いたします。

では最後に、新図書館の整備基本計画についてお伺いします。

ちょうど1年前の3月に整備基本計画が策定をされまして、本来なら令和2年度の基本設計、実施設計というので、費用的にも1億2,000万ほど上程されておりましたが、コロナということで1年間凍結になりました。そういう中で社会のいろんな変化を、この昨年の3月に策定した基本計画の見直しというか、どう入れていくか、ぜひ入れていく必要があるという観点から、まずこの1年間、コロナ禍を経験して社会の変化をどのように認識していますか。

○社会教育課参事（森本悦子君） お答えいたします。

昨年春からの極めて短時間にオンライン化、それからデジタル化が急速に普及し、テレワークやオンライン教育など、実際の場には集うことがないリモート活動が、至るところで進みました。多くの人にとってリモートやデジタルへの行動変容が起きた一方で、実際の場に集うことの意義や価値、重要性が一層高まったというふうに認識しております。

○13番（荒金卓雄君） 今ありましたように、極めて短期間で急速にこのオンライン、またリモート、こういうのが普及した。これはもう絶対不可逆です、もう戻れない。そういう変化ですね。この新しい変化を新図書館に、どういうふうに取り組むお考えですか。

○社会教育課参事（森本悦子君） お答えいたします。

昨年9月から新図書館の整備基本計画の再考察を行っております。再考察に当たりましては、オープンプラットフォーム会議や民間事業者から提案されたアイデアの実現可能性や市民ニーズを調査する実証事業を行い、さらには各分野の専門家やコロナにいち早く対応している図書館へオンラインでヒアリングするなどして、基本理念や基本方針は堅持しながら、年度末をめどに基本計画の内容を強化したり、新規に加筆したりする作業を進めております。

○13番（荒金卓雄君） 昨年、この1年間、令和2年間ですね、大きな予算の凍結がある中で図書館関係で行われてきたのは、「リモートライブラリー＋事業」と、もう1つはオープンプラットフォーム第5回、第6回、この3つなのですね。それは、テーマは何かというと、いわゆるポストコロナ。コロナ後の社会にどう新しく造ろうとする図書館を整理していこうとするのかということだと思います。

まず、この「リモートライブラリー＋事業」の概要の説明をお願いします。

○社会教育課参事（森本悦子君） お答えいたします。

オープンプラットフォーム会議に登壇された民間事業者が、分散する図書館ということについて提案をされました。これについて市民ニーズや実現可能性を実証実験したのが、「リモートライブラリー＋事業」です。本年1月13日から約1か月間、別府市役所、別府駅、トキハ別府店の3か所のオープンスペースに書架とデスクをセットにしたライブラリーデスクを設置しました。

「ライブラリー＋」の「＋（プラス）」とは、本がある場所で「働く」や「学ぶ」、あるいはただ「くつろぐ」といったプラスアルファのことができるという趣旨で、そのためにフリーWi-Fiやコンセントを設置しました。

県内外の民間事業者から、ライブラリーデスクを置きたいですとか、このような仕組みに参画したいと希望するお問合せが非常に多く、予想以上に反響が大きかったというふうに考えております。

○13番（荒金卓雄君） 今の説明、答弁の中に「分散する図書館」という言葉がありました。なかなか普段聞き慣れないのですが、この分散型の図書館サービスの提供ということ

はどういうことでしょうか。

○社会教育課参事（森本悦子君） お答えいたします。

移動図書館もその一つになりますが、行政から対象者がいる場所へ出向いて働きかけるアウトリーチサービスといえます。図書館に来ることができない方に対して、できる限り一人一人に適したサービスを提供できることが、整備事業の基本方針であります「ひとりひとりの暮らしと創造のよりどころへ」という趣旨を実現することにつながると考えております。

○13番（荒金卓雄君） ではもう1つ、この「リモートライブラリー+事業」で検証するというのですが、何を検証することを目指しているのですか。

○社会教育課参事（森本悦子君） お答えいたします。

図書館の全域サービスにおいて新たに分館を整備するという発想にとらわれず、様々な施設を活用した図書館ネットワークを町なかに分散させることで持続可能なサービスができるのではないかと仮説を立てました。カメラAI解析システムを用いて設置場所ごとの利用率、利用者属性などを比較しまして、その仮説を検証することが目的です。

○13番（荒金卓雄君） いわゆる図書館の別館とか、そういう建物としての分館というわけではなくて、サービスそのものを出前というか、出張して提供していくというような意味合いでしょうかね。

私も実はつい先日、市役所の1階の、今延長中ですがけれども、その「リモートライブラリー+」の現場をちょっと歩いていましたら、30代ぐらいの女性の方がやっぱり同じように珍しそうに見ていまして、あそこの受付の方に、「この本はここで読まないといけないのでしょうか」というお尋ねを、「ここで読まないといけないのです」ということで。逆に言えば、「借りられるのなら借りたいわね」というようなお声だったのではないかなというふうに思いましたけれどもね。いずれにしても、この検証結果がまず出てくるのを楽しみにしておきます。

最後にお尋ねします。これはぜひ稲尾教育部長にお聞きしたいと思うのですが、これまでのお話の中でコロナで社会の変化、また今回のリモートライブラリー事業の結果等を踏まえて開館までのスケジュール、また今後どのように進めていくのか。さらには、これまで長く公共施設マネジメント部門に携わって、新しい別府の公共施設ということにも造詣が深い部長のほうから、今後の図書館の方向性、その辺に関して答弁をお願いしたいと思います。

○教育部長（稲尾 隆君） お答えいたします。

新図書館の構想は、ずっと過去から幾度となく浮かんで消えて、実現には至りませんでした。しかし、2015年に市の総合戦略で最重要政策と位置づけられてからは、今日まで着実に事業を進めてまいりました。コロナ禍で一旦立ち止まりましたけれども、新年度はいよいよ設計に着手して、そして令和7年度中の開設を目指してまいります。

デジタル、リモート化が進む新時代におきましても、図書館の役割は、やはり人と社会との関係性においてより重要なものとなっています。やはり本質を大切にしながら、それから時代の変化に対応する、不易流行が本市の目指す図書館であります。

市民が新図書館に寄せる思いは、一人一人違います。知識を求めて静かに本を読みたい人、あるいは悩みや課題を解決するために情報を求めている人、また気軽に立ち寄って人や情報との偶然の出会いを求めている人もいます。その多くの期待に応えながら、50年後の子どもたちに何を残し、何を伝えられるのか。足元を見るのではなくて、目線を先に置いて事業を進めていきたいというふうに思います。

新図書館は、教育・福祉・健康・産業など市のあらゆる政策とつながっていますけれども、決して行政が造る行政のための公共施設ではなくて、市民の暮らしとつながる市民の

ための公共空間としてみんなで育てていく図書館、成長していく図書館でありたいというふう強く心から思っているところであります。

○13番（荒金卓雄君）ありがとうございました。開館は5年先ではありますが、ゆっくり煮詰めて、また整備の進行をしっかり立てていっていただきたいと思います。

○議長（松川章三君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日20日から22日までの3日間は、休日及び事務整理等のため本会議を休会とし、次の本会議は、23日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時28分 散会